

第三十八回国会
衆議院 逋

信 委 員 会 議 録 第二十四号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事 秋田 大助君 理事 大上 司君

理事 上林 山榮吉君 理事 佐藤 洋之助君

理事 廣瀬 正雄君 理事 栗原 俊夫君

理事 松前 重義君 理事 森本 靖君

大高 康君 大森 玉木君

井手 以誠君 下平 正一君

田邊 誠君 松井 政吉君

受田 新吉君 谷口 善太郎君

出席國務大臣

郵政大臣 小 金 義昭君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 荒巻 伊勢雄君

(大臣官房長)

郵政事務官 板野 學君

(郵務局長)

郵政事務官 佐方 信博君

(経理局長)

委員外の出席者

郵政事務官 長田 裕二君

(大臣官房人事部長)

専門員 吉田 弘苗君

四月二十五日

委員佐々木三君辭任につき、その補欠として井手以誠君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○山手委員長 これより会議を開きます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

田邊誠君。

○田邊(誠)委員 今回郵政省は郵便法の重要な部分の改定の法律案を国会に提出をして参りましたけれども、今回の改正諸点は八項目ばかりございまして、それぞれ郵便事業の今後の運行にとって重大な内容ばかりでござい

ます。しかし私はこの八項目のそれぞれについて詳細に承る時間がないかと存じますので、その中の特に郵便料金の改定の問題を中心として、大臣はか郵政当局の考え方承り、それに付随をして他の項目について時間の許す範囲で若干お伺いをしたいと考えます。

今回の郵便料金の改定の理由は、この提案理由の説明にもあります通り、郵便料金は去る昭和二十六年の十一月に改定をいたしまして以来、約十三年間に及んで据え置かれて参りました。一部小包の料金の値上げが二十八年六月にございましたけれども、大筋としては十年間は改定がなかったたのであります。そういう事情のもとに、三十六年度以降において相当な赤字を生ずるから、これは郵政事業のいわゆる独立採算制の建前からいへば非常に支障がある、こういう点に論拠を置きまして、今回の改定案が作成されたようであり

ます。そこでさらにその内容として

は、最近郵便物の中で特に原価を償わないところの低料金の方が非常にふえてきておる。確かに十年間の統計を見ましても原価に即応するところの一種、ややそれに近いところの二種に比べて、三種以下のいわゆる低料金の方が非常に激増しておることは事実であります。しかもその間郵便物の全体は非常に大きな激増を示しておるのであります。これに要するところのいわゆる人件費その他の経費もかなりふえておる。それに付随する運送費の増加もある。もちろん時代に即応するところの局舎、設備の拡充もしなければならぬ、こういうことでござい

ます。そういうことでもござい

ます。そういうことでもござい

ます。そういうことでもござい

ます。そういうことでもござい

年間に、企業的に見て採算がかなり合わないようになってきておる。この郵政事業の中における、特に郵便業務の運行の根底となっておるといふように郵政当局が言っておる料金の問題を、なぜ現在までそのまま放置して参ったのか、この点に対して一つ大臣の所見をあらかじめ承っておきたいと思ひます。

○小金國務大臣 昭和二十六年十一月の改定、それから二十八年でしたか、部分的な小包料金の改正をやりまして、大筋から申しますと、十年近くもそのままだらへっておいて、ここで赤字が出たからこういう案を出したが、その間どうしてほっておいたかという御趣旨と承りますけれども、大体三十五年度までは収支相償うというふうな状態でありましたので、それが改定を行なうという運びにならなかった。しかし年々収支のバランスは悪くなってきて、三十六年度におきましては、

料金を調整しなければ、数十億と心得ておりますが、数十億円の赤字が出るということになりまして、昨年の秋郵政審議会に諮問がなされて、十二月二十八日に郵政審議会から答申を得ました。そこで、私が提案理由において申し上げたようないろいろないきさつで、今回法律案の提案を見たような次第であります。こういうことは、なるべく一定した料金の方が望ましいのでありますけれども、特別会計の建前、並びにこういう事業は利用者の間の隙金によって収支償うようにしていい。その間、今、田邊さんがおっしゃっ

たような、いろいろなサービスの向上とか、従業員の待遇の問題、また局舎の改善、機械化というようなことをやっていくには、とうていこの際改定をしなければいけないというところとはつきり出しましたので、今回提案したような次第であります。

○田邊(誠)委員 今の大臣のお話であります。いわゆる料金改定というものはいろいろの影響があるからみだりにすべきものでない、実はこういうような裏のお言葉ともとれるのであります。その点は私もいささか同感であります。今お言葉の中にちょっとありましたが、これは郵務局長にお聞きいたしますが、二十六年十一月の改定以後において、しからば郵政事業の中における郵便の収入が、いわゆる総括原価の建前をとっておりますから、総括的にお聞きいたしますけれども、これとどういふふうな状態にあったか、どういふふうなバランスがとれて今まで推移されてきたか、原価と収入の差について、どういふ状態であったか、一つ数字をお示しいただきたいと思ひます。

○佐方政府委員 二十六年から今日までの郵便の収支の差の問題でござい

ますが、実はここにその表を持てきてお

りませんで、取り調べてすぐ御報告申上げますけれども、現実の問題といたしましては、過去八%程度の

ベイスアップにたえるだけの収入、平均いたしますと九%程度の増収がずっ

とありましたので、経費をまかな

てきておりましたけれども、先ほどお話をありましたように、三十四年の決算、それから三十五年の年度末等におきまして、ほか並みの経費はなかなか出せないという窮状に陥って参った次第でございます。数字につきましては、取りそろえておいて御報告申し上げます。

○田邊誠委員 この前、実は振替貯金の審議の際に、料金改定をするという事になり、しかも原価主義の建前をとっている郵政当局であれば、いわゆる過去において原価と料金収入との間におけるバランスがとれてきたかどうかというものがその根拠であるから、当然その数字を示すべきであることを私はお願いしたのでありますけれども、その当日お示しをいたしたかたがたに、実は質問が翌日にわたったということがあったわけでありまして、今回の郵便についても、その改定の根拠となる、企業的に見て独立採算の立場をとるところの郵政当局は、はたしてどういった収支のバランスがとれてきたのか、あるいはどのくらい赤字が累積をされてきたのかということが、その改定の一つの根拠であるというように私は考えておるわけでありまして、委員長から即刻過去における経理の状態について、今お聞きをした点がおわかりいただけるように、一つお運びをいただきたいと思ひます。よろしくごさいますか。

○山手委員長 経理局長、どうですか。

○佐方政府委員 数字は、今すぐ連絡をして取り寄せますけれども、この十年間郵便は全部黒字でございます。郵便につきましては赤字はございませ

ん。それで三十六年度ベース・アップの問題、それから遅配解消等の問題のために赤字が予想されましたので、料金改定に踏み切ったのであります。過去十年間は赤字は全然なかったのですが、その数字は、今すぐ取り寄せます。

○田邊誠委員 三十五年度の決算においても、赤字はなかったのですか。

○佐方政府委員 三十五年度は、御承知の通りまだ決算ができて上がつておりませんけれども、収支全体としてバランスをとりますと、郵便は収入の範囲内でまかなっておりますので、赤字は出て参りません。

○田邊誠委員 まず数字をお示しいただきまして、それに対して、若干私の調べた結果についてお話を申し上げますので、その点は保留をいたしておきますけれども、三十六年度以降に言われておるのではありません。私の見るところの原価のとり方、そして今まで郵便事業が、実は非常な少ない人数で、労働強化のもとにこれが運行をなされてきた、しかも時代とともに進展すべき郵便事業が、ほとんど明治、大正時代と、その速度においても、そのサービスの内容においても変わっていないという点が指摘された上で、私どもは実は今の問題を提起しておりますので、その点もあわせてお含みの上御回答いただきたいと思ひます。

今、大臣のお言葉にありましたように、約十年間、公共性を持ちきわめて普遍性を持っているところの郵政事業であり、郵便事業であるから、料金の改定もいたさないうこと、今回は

独立採算の建前から、大幅な料金改定をいたそうという郵政当局の提案というものは、いわば十年間公共性のもとにやって参ったところのこの低料金、そして郵便料金が国民生活や日本の経済に与える影響、こういった点からい

たしまして料金改定をいたさなかつたその考え方と、今回は、いわゆる赤字を生み、そして経営の内容が健全化しない、こういう理由のもとに料金改定をしようというのとは、きわめて企業的な考え方になっておると思ふのであります。私は実はこのことは後ほど大臣のお考え方を聞きたいと考えております。私自身も、郵便事業の持つ本来の使命というものをいささか没却して、きわめて企業的な立場にとらわれてものを考へている結果ではないかと思ふのであります。いわばこれは過去九十年にわたって続いた参った郵便事業の歴史的な使命からいって、十年間料金を据え置いてきたというこの経緯から見ますならば、実は重大な政策の転換である。もちろん、郵政事業特別会計の中においても、企業的に経営するというようにはなつておるというけれども、しかし何と云へてもその基本は、郵便法の第一条にある、安い料金であらねくサービスをするというものであります。その立場というものが今度はやはり変わった、こういうふうに実はわれわれは認識せざるを得ないと思ふわけですから、その点に對して——大臣は就任をされてから日は浅いわけでありましたけれども、しかし過去の経緯を振り返つてみた場合には、やはり今回の改定というものは、今までは違つた政策的な意味におけるところの一つの変更であり、転

換である、こういう御認識に立たれるのかどうか、御所見を承りたいと思ひます。

○小国務大臣 今回の料金の調整は、従来の方針を変へるといふような意味からではございせん。十年間に近い間据え置かれたのは、公共料金であるといふことはもちろんでありますけれども、今経理局長が申し上げたように、大体三十五年度までは収支償つてきた、こういうことが原因でありまして、収支償つていくならば、これを私ども今回改正する意図は持たなかつたのであります。その一つの証拠といひますか現われとして、第一種、第二種のごときは、国民があまり利用されるいわゆる手紙とはがきでありまして、これはまだ、それだけをとりまして、これは原価を割つておりません。それでは、これは不動であります。郵便物の内容、郵便物の種類の増減が相当顯著になつて参りまして、第三種、特に第五種のようなものが非常にふえまして、これがかさばり方からいまして、数量からいきまして大へんなコストを食うような状態になりまして、他に影響を及ぼしますから、これを中心に改定いたします。また小包も、他の鉄道の運賃その他と比較いたしましたら、相当なアンバランスでありますから、これも料金調整して、そうして、今、田邊さんがおっしゃつたように、従業員の特遇の改善、それからまた近代化、あるいはまた局舎その他働く環境の改善ということに向けていかなければ、もう今日をのがしますと大へんな手おくれになりますので、これをぜひともこの機会に調整していただきたい、こういう趣旨でありまして、独立

採算制であるとか、あるいはまた、これをもうけてどうするとかいふような本質的な問題をここで変へようとは私は考えておりません。

○田邊誠委員 大臣の考え方がやや明白になつて参りましたけれども、その考え方を尊重されとするならば、私は今回の料金改定により具体的な内容をこれから指摘いたしまして、はたしてその考え方一つの一貫性があつて、一貫性があるかどうかをさらに究明してみたいと思ひます。実は先ほどお聞きをしましてまだ御回答がない面とあわせて、一つの考え方の根拠になります。二十六年以来の郵政事業特別会計の中において、郵便の業務収入が占める割合といふのは一体どういふ状態であつたか、この点はおわかりになると思ふ。先ほど経理局長は、三十四年ないし三十五年まで給与改善費を八%ないし九%見込んだ場合は原価を償つてきたというお話でありますから、その点からいひますならば、郵政事業の中においてその大部分を占める郵便事業、これが会計上から見た場合にどういった収入の割合だつたか、この点が非常に重大でありますので、郵便業務収入の郵政事業特別会計の中で占める割合は二十六年度以降一体どういふ状態であつたか、その点をお聞きいたします。

○佐方政府委員 ここに三十年から三十四年までの数字がございしますが、二十六年からはちよつとあります。郵便事業の事業収入は、三十年は四百十八億でございます。そして郵政会計全体の収益が九百九十億でございます。三十四年度におきましては、千五百十三億の

○田邊誠委員 先ほどの原価とあわせまして、はたして郵便料金収入の占める割合が健全になって参つておったかどうかをお聞きしてみたいと存じましたけれども、その根拠がまだ示されませんので、とりあえず次の質問に移ります。

今回の料金改定は、先ほど大臣のお答えにもありましたように、昨年の秋郵政審議会に対して諮問をいたしまして、その諮問二十四号に基づいて郵政審議会が昨年の十二月二十八日大臣に對して答申をいたしまして、その結果がこの提案の根拠になっておるわけでありすけれども、郵政審議会の答申の方針は、この料金改定によって郵政事業の経営がなるべく長期にわたって安定をするようにしてもらいたい、そして、政策的にとられる低料金というのがあっても、原則として直接費をまかなうようにすることが必要である。実はこういう方針が出されておるはずであります。そういたしますならば、この持つ考え方というものがいわゆる独立採算の建前に立ち、郵政事業をきわめて純粋な意味における企業体として考えておるといふことになりますので、この持つ論拠については、われわれとしてはいろいろの意見があるわけでありすけれども、しかし、もし大臣が先ほどから言っておるところのお考え方に基づいて料金改定をしようとす

たしましても、実はそれぞれ違っておりますし、第二種の中における年賀はがきについても現行据え置きというところであります。これはおそらく昨日の参考人の陳述の中にもありましたように、郵政審議会の答申ですらも、私は郵政事業のこれから先の企業を拡大し

ていくためにはかなり赤字を生むおそれがあると考えておるのでありますけれども、それを一部下回るところの料金改定をいたしました。私は郵政当局はおそらく、この原案を作つて諮問をしたのでありますから、当然この実施が最低限度必要であるというふうに考えたのであらうと思ひますけれども、この郵政当局の考え方が今回貫かれなかつたということは、企業的にもものを見た場合には、きわめて不十分な不満足な結果になつてきたのではないかと思ふのであります。もし独立採算の建前をとるといたしまするならば、郵政審議会の答申を修正提案をいたしましたこの不足の部分というものは、一体どういう面でこれを補おうとされるのか。郵政審議会の答申がやはり一つの根拠を持っており、一つの認むべき数字的な観点であると考えますならば、

郵政審議会に諮問いたしました原案は、確かに郵政省の事務当局で作ったものだろうと思います。そういたしますとその原案なるものは、この数字通りでなければもう動かせないのだ、この数字通りでなければ困るんだというようなぎりぎりの数字を出したかどうか

かということ、これは常識的に考えてそういう考え方はとらるべきでないのでありまして、それならば郵政審議会会で新たな意見が出た場合にはどうするかということが起こるのであります。そこで、事務当局の出した素案というようなものについて、郵政審議会会で特別委員会をお設けになりまして、採算上の問題もいろいろ御研究になつたようであります。その結果これならばというので、事務当局の案にまたさらに変更を加えまして昨年の十二月の二十八日に御答申がありました。その答申の案通りでなければ、五年なり何年なりの見通しが立たない、直ちに不足を生じて何らかの補強策を講じなければならぬのじゃないかというような御趣旨と承りますが、相当な予算の金額にも上るものでありますし、また国民の利用の数にもよるのであります。

ないが、二円であつた場合には、二倍程度で押えた場合にはどうなるかというような検討を加えました。盲人用の点字の郵送料のごときは、これは国際条約等の関係もありまして、また金額も比較的小さいのでこれを無料にいたしました。またさらに農産物の種のご

ときもこれも主として農家の利用されるものでありますから、この点に考慮を加えまして、さらにまた総金額もそう大したものでないので、これも据え置きといたしました。そのほか年賀はがき等もございましたが、これも一年に一回の国民の儀礼的なものにお使いになるのであるから、できれば据え置きということで据え置きにいたしました。全体を通じてこの程度の改変を加えたのでは、審議会の御答申とさしたる数字上の大きな違いもございませんので、私はこれに国家の行なっておる事業でありますから、独立採算制をくずさないで済むという見地での案を作成して、法案として提出申し上げたような次第であります。

それならば一つ郵政当局にお伺いをいたしますけれども、今回の料金改定によって種別の原価計算と料金の比較を一つお示しをいただきたい。三十六年度におきまして、一通ないし一個当たりの予測できるところの原価と、改定をされました料金の一個当たりの

大体の料金の収支というものは一体どういふふうになるのか、この点に對してお答えいただきたい。

○佐方政府委員 昭和三十六年度の原価調査につきましては、実はここで御発表いたすほどまで正確に検討いたしておりませんけれども、三十五年度を基礎といたしまして一応の推定をいたしてみました。これはまだ多分に検討しなければならぬ問題があると思ひます。それによりますと、一種におきましては、大体総括原価としまして七円四十五錢くらい、それから二種は四円八十五錢、第三種の低料扱いは七円五十四錢、それから同じ三種の中のその他は十円五十一錢、それから通信教育で十円五十錢、盲人用点字で四十円六十

錢、農産種苗が三十三円四十六錢、第五種で八円五十四錢、それから小包の普通で百九円十三錢、書留で百四十四円九錢、それから書留速達で百八十五円十一錢、普通速達で百六十八円六十三錢、こういうような原価に對しまして、収入は、一種の場合が十四七錢、それから二種が四円六十四錢、三種が二円二錢、それから三種の中のその他が六円八十四錢、それから通信教育が五円三十一錢、それから盲人用点字は収入はゼロでございます。農産種苗が四円二十九錢、第五種が十四円二十八錢、それから小包の普通が百二十円八十錢、書留が百六十七円六十四錢、書留速達が二百三十七円六十四錢、普通速達が百九十四円八十錢ということになります。一種では二円六十二錢の益が出ておる。ほかは三十一錢の赤、低料扱の第三種が五円五十二錢の赤、その他が三円六十七錢の赤、通信教育が六円十九錢の赤、盲人用点字が四十円六十錢の赤、農産種苗が二十九円十七錢の赤、第五種が一円七十四錢の黒、それから小包の普通で一円六十七錢の黒、書留が二十七円五十三錢の黒、書留速達が五十二円五十三錢の黒、普通速達が二十二円十七錢の黒であります。ただし今申しましたように、実は本年度のベース・アップの關係のいろいろな事業別配分等がきまつておりませんので、そういうのを全部こしの推計で給与費を伸ばしてやったものですから、相当検討の余地があることを御了承願いたいと思ひます。

○上林山委員 議事進行。ただいまの資料ですね、これは未確定なものであるけれども、それが今度の値上げの基礎になっているとすれば、その資料を

早速に一つ当委員会にお出しを願いたいと思ひます。それから未確定の要素があるから、それを加えた場合はどうなるかという見込みでもいいから出し得るものを出していただきたい。議事進行にかりて資料要求をいたしておきます。

○田邊(誠)委員 大体今の概算でありますけれども、三十六年度の原価と改定料金によるところの収入の状況を御聞きをいたしました。私はこの中にはおそろしく明確な意味におけるところの仲裁裁定によるいわゆるベース・アップというものがあるに含まれておらないと思ひます。今御聞きをいたしましたことで明らかになりました、今回の料金改定をいたしまして郵政審議会の答申を直して、政策的な意味を含めて提案をしたという大臣の御趣旨は、私は大へんけっこうだと先ほど言いましたけれども、実はこの原価主義によるところの建前から料金改定をいたしましたというこの郵政当局の考え方にもかかわらず、今御発表になりました原価と改定料金によるところの収支の状態というものが、三十六年度の推定をいたしてみても、通常におきまして一種、五種がわずかに原価を上回る程度でありまして、あと二種以下はすべて原価に比べて収支償われないという状態です。私は今の御報告を承りました、大臣が先ほど答弁をされたにもかかわらず、今回の料金改定によってその初年度に於いて種別に見た場合には大部分が赤字になる、こういう結果でありまして、これでは独立採算の建前から原価主義によるところの適正料金であるというふうには受け取れない、こ

う考えるわけです。もちろん総体収入の面についてはまた別でありまして、けれども、しかし個別原価主義をとらないにいたしても、その主要な種別において、いわゆる原価を償わない結果になるというこの御報告はきわめて重大であると私は考えるのであります。逐次お伺いをいたしますところの向こう数年間における状態はおそろしく私には深刻になって参ると思ひます。であります、この独立採算の建前から、原価主義による適正料金でないという状態が今の御報告の中でやや露見をされるのでありますけれども、これに對して第一大臣はどういう御感想をお持ちであるか承りたいと思ひます。

○小金国務大臣 郵便物の種類ごとに計算をいたしますと、確かに御指摘のように赤字の種類が出て参ります。しかし郵便事業の特別会計を総合的に見ますと、これで黒字が出て参りますので、その点、私は全部の郵便物が一つ一つ原価を償うような料金を定めましては社会政策上いかかと思ひます。すことは社会政策上いかかと思ひます。して手心を加えたような次第でございます。まして、郵政審議会といえどもその点は厳格に貫いておりません。私もそういう意味であるならば、総額を押えまして、たとえば盲人用の点字の郵送とか通信教育というふうな、あるいはまた農村の種の郵便料金というふうなものは赤字であっても、これは総額から申せば大したことはないから他の料金で埋め合わせをする、郵便という一つの総合的な事業から申しますと、そういうことでございまして、これは社会政策的な国民の福祉の關係から見まして許されるものであると考へまして、このような原価主義をと

りました。厳密に申し上げればまさに御指摘の通りでございまして、けれども、総合的な独立採算の立場から、ただいま申し上げたような考慮を加えた次第でございます。

○田邊(誠)委員 私も個別的に見て赤字が生ずるものがあるからそれはいいけないという話は実はしておらないのであります。しかし少なくとも一種、五種を除いて、料金改定をしてもなおかつたといふ非常に大衆性を持つて二種やあるいはダイレクト・メールといふものが含まれてある第三種といふものの状態がこういう赤字であるといふことは、私はやはり企業的にものを考へている郵政当局の考え方と現実の数字といふものが一致をしておらないというふうな指摘をしているのであります。今、大臣は、種別的に見た場合には赤字が生じても總体的に黒字だ、こういうお話であります。しかしらばお伺いいたしたいと思います。料金改定によつて三十六年から一つの区切りとして五年間の増収の額は一体どのくらいになるか。それと三十六年から概算をされるところの総括原価の増加額と、今回の料金改正によるところの増収額は、三十六年から四十年までの五年間、どういふ推移をたどるのですか。その点に對してお伺いをしておきます。

○佐方政府委員 今後五十年間の収入見込みにつきましては、昭和三十六年度、今度の本予算に料金値上げを見込みました額は七百八十七億でございます。そのうち料金値上げによるものは六十七億でございます。それから三十七年度は八百七十六億の中で料金改定によるものが百十四億であります。それから翌年三十八年度は九百五十八億

で、料金改定によるものが百五十二億、三十九年度は千十一億の中で料金改定によるものが百六十二億、四十年度は千六十四億の中で百七十二億というふうな収入を見込みました。

それから歳出の方面では、これは非常にむずかしいわけでありまして、ベース・アップをどう見るかということが一つの基本になりますので、見て参りますと――本年度のベース・アップをいたしましたあと、いわゆる定期昇給だけをして、あとは何もない。これは一番ひどい話ですけれども、それでいきますと、昭和三十六年度が七百八十七億、それから三十七年度が八百七十五億、三十八年度が九百五十七億、三十九年度が千十一億、四十年度が千六十四億、こういう数字になるわけでございます。

それから過去五十年間のいわゆる給与総額の増加というのが八割あったわけでございます。それと同じように、ことし実は一〇%のベース・アップがありましたけれども、それを基礎として、今後もかりに八%というふうな上げたものと同じでございます。支出の方面では、昨年度は、これもことしと同じように七百八十七億でございますが、三十七年度が八百七十六億、三十八年度が九百五十七億、三十九年度が千二十八億、四十年度が千二百億というふうな支出を計算をいたしました。そこでB案によりまして、三十八年度までは黒になりますけれども、三十九年度からは少し赤字になるという形になります。しかしこれは収入の見通しがいろいろ問題があるわけござい

とい赤字が出たとしても、全体の総額から見れば五年目において吸収し得る赤字である、私はこういう見解を持っております。

○田邊(誠)委員 郵便物の増加の状態をどう見るかというのは当然重大な要素になることは今のお話の通りです。

それを見込んで今回の料金改定がされ、なおかつその結果というものがいわる原価の建前からいえば収支を償うのかどうかということは、実は今の当局からの御回答の通りでありまして、大臣は一つの見通しをいろいろと言われましたけれども、それは実は一つの考え方ではありましようが、しかしそれらのものを集積をいたしました結果として、やはり四十年一度まで黒字を続けるというわけにはいかないといいう状態になって参るのでありまして、大臣のお話のように第五種がさらに累増する、こういうことはもちろんでありますけれども、しかし郵政事業は今始まった企業ではないのでありまして、実は長い歴史があり、その中における経済の変動との見合いというのは当然十分考慮に入れておられるわけでありまして、そういう点から言いましても、この料金改定というものが、あなたの根拠を是認する建前に立っても、決して五年間そのまま黒字を続けるといふことにならない、こういうことが明確になってきたと考えるのであります。その点はさらに仲裁裁定の問題を含めて最終的にお聞きをしたいと考えておりますので、それまでに至る間ももう少し伺いしたいのでありますけれども、一体今度の料金改定によって、値上げの率はどのくらいになりますか。これは非常にむずかしい算定の仕

方でありますけれども、単純に考えて平均をいたしますと、値上げの率は一体どのくらいになるか、お聞かせいた
だきたい。

○板野政府委員　総体からいたしました、一九・六％ということになっております。

○田邊(政委員) 値上げ率は平均をいたしまして一九・六%であります。さきに政府が提案をいたしまして、通過をいたしました国鉄の運賃値上げは、実は御承知の通り一四・六%ないし一五・

料金改定をしなければならなかったか、この点が非常に大きな問題でありまして、国民経済に与える影響の面からいって、過去の状態を考え合わせてみた場合に、どういう影響を国民に与えるか、こういうことについて慎重な御配慮があったかどうか、きわめて疑問にしなければならぬと考えるわけであります。中間でありますけれども、この点は、やはり池田内閣の基本的なものの考え方でありますから、大臣から御所見を承りたいと思います。

の郵便事業から見ると、むしろ傍系のものであります。のみならず、他に銚道便とかいろいろなものがあります。便利屋とかいうものがありまして、これを運んでくれますから、郵便の方については、なるべくこれは動かしたくない、また上げるにしても少額でとどめたいと思いましたが、やはりある程度、原価主義というよりも、原価を償うというような方針のもとにこの値上げ率を決定いたしました。

そこで、私どもも最後の決意をする

て広範にわたる、特に生活の面でも必ずしも楽でないという層も一般的に利用するということが実は郵便事業の持つ性格であるし、これが歴史的な任務であったはずであります。今回の料金改定というものが、その内容から見まして、はたして合理的なものであり、科学的な根拠に立っているかということになりますと、実はいろいろと疑問の点がございます。私は、この内容についてこまかくいろいろ伺いすることを避けましても、さらに後

一〇七、 實は七%増加したにすぎないのであります。もちろん、物教が一〇〇から一七四になったから人間も一〇〇から一七四にしなければならぬといふ筋はありません。しかし、それにいたしまして、人員の増加というのはきわめて少ないのであります。この宣傳に出された図表によりますと、十六年は二十六年に比べて一八六になるといふのであります。これが正しいといたしますならば、一つの見直しとして見込まれるものといえます。

1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 26

%くらいであります。それに引き比べ
 て、郵政省の今回の郵便料金の値上
 げ、為替、振替の値上げというのは、
 国鉄運賃の値上げよりもさらに実は大
 幅な状態であります。このことが日本
 の経済に与える影響というものは、昨
 日の参考人のお話を聞きましても、寒

○小金國務大臣　たまたま国有鉄道の料金を時を同じくしてこういう提案をいたしましたのは、私も大へん遺憾に存じますけれども、先ほど采申し上げております通り、郵便事業の健全な発達をはかるためにこの調整案を提案いたしました。今、田邊さんのおつ

際に、経済企画庁にいろいろな計算をしてもらいましたところが、第一種、第二種等が上がっていないためか、ともかくも、一九・六％という値上げ率を生計費その他から引き出してみてもらったのでありますが、どうしても生計費には〇・〇〇幾つしか出てこな

ほど若干内容をお聞きたいと考えておる。今度の料金改定によって郵政事業の運営上いろいろ改善をされるということを大臣も言われておるわけでありますけれども、しからば対国民大衆に対するところのサービスの面、それから対内部的な業務の改善の面、こ

ば、それに対して定員は一体どのくらいになるのか。三十六年には増員が千三百十八、定員化が四千二百十五、郵便にそれぞれあるとなっているようでありますけれども、一体三十六年に郵便事業をさばく定員配置はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

100

え合わせだろと思ういます。まず郵便物の増加というものは向こう五カ年間に一体何%くらいずつ増加をするというふうに見込まれ、あわせて人員の増加というのはこれに合わせて何%くらいにしようかとされておられるのか、この点に対して一つ伺いをいたします。

○板野政府委員 物数増加につきまして今後五カ年に大体どのくらい伸びるかという御質問に對しましてお答えいたします。

三十五年を大体一〇〇といたしまして、総数で申しますと、三十六年度におきまして約一〇七%、三十七年度で一四四%、三十八年度で一三二%、三十九年度で一三二%、四十年で一三二%、大体こういう物の増加を示して参ると予想しておるのであります。

これに見合う要員が大体どのくらい必要かということですが、要員の面につきましてはいろいろの要素がございます。一人の一年間の大体の処理能力も、いろいろ郵便物の種類その他によっても変わって参りますし、また配達の際の寄附所、いわゆる地況の変化というふうなものによりましていろいろ変わって参るわけでございまして、私もといたしまして、この五カ年というふうな人が増加していくかという点につきましては、ただいまいろいろ検討はいたしておりますけれども、まだ正確な数字をここにつかんでおられない次第でございます。

○田邊(誠)委員 大体年平均七%くらい郵便物がふえるという見込みでございすね。物が大体七%くらいふえれば、単純にこれは当局が言われたように、その内容によって、あるいは

はまた業務の改善の方法、あるいは今同時に提案をいたしておりますところの取り扱いのやり方、高層建築物に對するところの配達を今度三階以上はしないというふうな、そういういろいろな変化、これによっても違って参りますけれども、これらも一応含めて、板野さんあなたは大体どのくらい人員の増加が必要であるというふうにお考えでありますか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、いろいろ今後の機械化と申しますか、そういうようなやり方とか、あるいは集団住宅におきます配達方法の改善とか、いろいろな要素が組み合わさるもので、ここでははっきりしたことはお答えできないと思っておりますが、過去大体六ないし七%ずつの増加に對しまして千五百名ないし二千名の増員がされておるようでございますので、大体千五百名程度というものが毎年の増加数になるのではないかと、いふに私も考えておる次第であります。

○田邊(誠)委員 この中にはもちろん集配度数の増加とか、あるいは郵便物運送部面におけるところのスピード・アップとか、こういった面は含まれておらないと思うのです。それらを含みますと、郵政当局がはじき出されてもよろしくこれに倍するところの定員が必要ではないかというふうには私は考えておるわけですが、しかももちろんこの定員配置というものはたして適正であるかどうかということになりますならば、いろいろ問題があるわけでありまして、三十六年度の九万余の人員によりまして、はたして正常な郵便の運行ができるというふうに、郵務局長は確信

をお持ちであるかどうか、この際一つ伺いしておきたい。

○板野政府委員 私どもはいたしまして、この定員なり賃金要員をもちまして、本年度の物増その他に對應しまして大体の処理はできるというふうな確信をいたしておる次第であります。先ほども申し上げましたように、郵便物数の伸びというものは、利用分あるいは物数の増加に對應いたしまして、いろいろ変化をして参ると思ひますが、そういう場合におきましてはさらにその状況を見つづ、人員もやはり考慮していかなければならぬというふうに考えておる次第であります。

○田邊(誠)委員 その根拠になるところの今までの人員の配置の状況が、実は過去十年間の郵便物数の伸びに比べてきわめて低いということは、あなたもお認めになっておられるから、このPR資料の第七番目のところでも、非常に手不足である、従って郵便物の増加分に對應した定員の増加はぜひ必要だということを告白されておるのであります。従って今の状態ではおそれ、正常な運行をするところの根拠が確立されて、その基礎の上に立って毎年の郵便物の増加によるところの定員の増加をはからなければならぬはずでありまして、本年度若干の定員増加はありまして、益々年末等におけるところの一次的な繁忙期を除きまして、正常な場合におけるところの時間内において郵便物をはかせるというものは、現状の改善をしない業務の内容の中でも、きわめて困難だということは明白な事実であると思うのですけれども、この点に對してはどういうふうにお考えですか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、大体私どもが予想しております物の伸びという点からいたしますと、本年度の定員をもつてまかなうていけるというふうな考えておる次第であります。なお物数の伸びというものの對しましてはいろいろ変化もございまして、変化に對應するだけの措置もとりたいというふうに考えております。なお御承知のように過去におきましては定員という面につきましていろいろ問題がございましたけれども、本年度はいわゆる定数的な非常動というものの全部定員化されることになっておる次第でございます。そういう点におきまして非常に改善されているというふうな考えている次第でございます。なおこの定員の面につきましても、私もといたしましては今後さらに実地調査その他によつて検討を續けていきたいというふうに考えておる次第であります。

も、この点に對してはどういうふうにお考えですか。

○田邊(誠)委員 その点に對してさらに一つだけ伺いしておきたいのは、それなら先ほど向こう五年間におけるところの料金改定によるいろいろの収支の状態、これをお示しいただきたいけれども、その中の郵便物数の増加に見合うところの定員の増は、今申し上げたような千五百人ないし二千人といた定員増加を見込まれて見通しを立てられておられるのか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○佐方政府委員 定員増を大体毎年郵便で四千程度見込んで案を作っております。

○田邊(誠)委員 私どもは今申し上げ

たような見解から、この程度の人員増加では、激増するところの郵便物を正常に運行することはでき得ないであろうと考えるのでありますけれども、さらにその点に對しては最後に集約をしてお伺いをしたいと思います。

先ほどから実は保留をしておきました給与改善に対する内容について伺いをしたいのであります。先ほど来の御答弁の中に三十六年度以降の見込みの中で、給与改善の費用は八%くらいだ、こういうふうな言われておったのでありますけれども、これはもちろん仲裁裁定の実施という現実の事態にあつて、この内容は変わつて参つたところの影響というものは、七〇%から八〇%くらいまで人力にたつておるといふこの郵政事業の特殊性からいまして、その影響が大きいことは当然のことです。先日来伺いをいたしましたように、大体給与総額は三十六年度一千六十九億ばかりのようでありまして、今回の仲裁裁定実施によつて必要な財源は、これまで先

日百八億だといふふうな大臣からお答えをいただきました。その中でいわゆる業務収入の増収分というのは、郵便料金の改定によるところの増収分が今年度六十七億、為替貯金と振替貯金が五億、合計七十二億に達するわけでありますけれども、こういう仲裁裁定の実施によるところの影響というものが一体どういふふうになつて参るのか。

この現実の事態に即応して、政府はこれから必要経費を予算に組んで出されるだらうと思うのですけれども、一応見込みの面でもよろしくございすから、仲裁裁定実施によつて、先ほどお

示しをいたさました原価と、これから先のいわゆる収入との差というものは一体どうなるのか。先ほどちょっとお答えが不明瞭でありましたし、なかった点もございまして、この点に対して一つ見込みをお伺いしておきたいと思ひます。

○佐方政府委員 今回の仲裁裁定を実施いたしました場合に、総体の金としては先ほど先生おっしゃいましたように百七億か百八億、百七億くらいだと思ひます。その中で御承知の通り電気通信、貯金、それから保険等はそれぞれの会計で繰り入れがございまして、補正を組みますと繰り入れがあるわけでございまして、補正が当然組まれるという前提で考えますと、その郵便と為替、振替の分としましては四十八億の金を、この成立しております予算の中から出さなければならぬことになるわけでございまして、そうしてそれが一体原価的にどうなるかということにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように三十六年度の想定原価の中にはそれだけの仲裁裁定をすでに実施したということで計算をいたしました。ただしその仲裁裁定を実施いたしましたときに現業部門とそれから非現業部門にどういふふうな配分をするかということが非常にあいまいでございまして、ただ給与総額がそれだけふくれたんだということに想定をいたしましたので、個別の割り振りに少し問題がある。総体の金としましては、すでに仲裁裁定は実施されたものとして三十六年度の原価計算分は作つた次第でございまして、

それから今後五カ年間の見通しにつきましても、御承知の通り最初の案を

作り出すときには、ベース・アップが一体幾らあるか全然わかりませんので、物件費の中にその仲裁裁定の金を含めたこととすると料金表を作つておりましたけれども、今度は四十八億は、そのうちの郵便の分が四十三億になりますけれども、それは全部直接費の人員費の中に含めまして、今までは八割で上がつてきましたが、こゝにはそうじゃなくて、四・五割の昇給原資と一〇割の仲裁裁定があつたということにしまして、それに対して今までの通り八割を見ていけばという計算をした。そこでそれは一〇割というのが一ぺんあつて、それになお八割という見方をするものですから相当大きな数字になつてしまふということ、先ほど西極端の数字を出しましてお話を申し上げた次第であります。

○田邊(誠)委員 この郵便料金の値上げに伴う三十六年度の増収額は、たしか六十七億円だといふふうに言われまして、この中に仲裁裁定実施に伴う経費が含まれてゐるのですか。

○佐方政府委員 当然その中から出すつもりであります。

○田邊(誠)委員 郵政省が料金改定の策定をされて国会にこれを出されたのはいつですか。

○佐方政府委員 この法案の提案理由の御説明は三月一日でございまして、

○田邊(誠)委員 仲裁裁定が下つたのはいつですか。

○佐方政府委員 三月の末でございまして、

○田邊(誠)委員 そういたしますと、三月の初めこの料金改定の提案をされた際には、当然仲裁裁定が実施される

取分六十七億円の使途はその当時は違つた意味でもって実は策定をされておつたといふふうに考えるわけですが、けれども、その点は間違ひないですか。

○佐方政府委員 御承知のように、仲裁裁定の額は幾らあるのか全く予想もつきませんけれども、相当のものが出るのであつたといふことは予想されたわけではございません。従ひまして、いわゆる郵便事業を正常化するための非常勤の定員化でありますとか、あるいは物件費の増強でありますとかと合わせまして、ある程度ベース・アップを用意をしなければならぬということ、最初から計画をいたしておつた次第であります。

○田邊(誠)委員 大へん初耳のことをお伺いするわけでありまして、郵政当局は仲裁裁定が実施をされない前に、かかる仲裁裁定が出るであろうことを見越して実はこの増収分を引き当てるといふことを策定したといふことは、大へん重大な話です。それじゃ三月の当初においてこの法律案を出された際には、給与改善費は六十七億円の増収分のうちのぐらゐお組みになつたのですか。

○佐方政府委員 先ほどから申し上げますように、給与総額の中にはそういう金は全然見えていないわけですが、しかし当然給与改定もあるだろうといふことで、実はその仲裁裁定ができません前にも各官庁話し合ひまして、ゼロではないといふ返事もいたしておつた次第でございまして、

する費用は今回の仲裁裁定実施に伴う経費とおのづから違ふはずであります。そういったしますならば、当初六十七億円の増収分に対していろいろな施策を考えられたことと思ひますけれども、その中でもって給与改善費は一体どのくらいのお組みになつたのか、それ以外にいわゆる長期的な常勤の非常勤を定員化するような問題や、あるいは集配運送料の増加に伴う問題や、局舎の改善等に要するところの費用に引き当てる分とか、いろいろな面があると思ひますけれども、その六十七億円の増収分の中でどのくらい給与改善費に引き当てようとお考へがあらうか。これは当然示せると思ひます。

○佐方政府委員 これは御承知のように三公社一現業におきましては、国家公務員よりも今までは給与が高かつた。しかし去年一般公務員に対して一二・四割の勧告が出ましたので、三公社一現業につきましても、今度は相当に大幅な値上げをしなければならぬのじゃないかといふ予想は当然いたしておつたわけでございまして、従ひまして、この三公社一現業は前年度四割のアップでありましたので、一二・四割との差額の八割といふようなものはある程度考えなければならぬのじゃないかといふことは、公の問題じゃございませぬけれども、われわれとしては当然最低それくらい用意はしなければならぬだろうといふことは見当はつておりました。そこで話は、先ほど申し上げましたように、一体幾らそれ

に充てておつたかといふことでございまして、成立予算のいろいろな計画を考へまして、はっきりした数字は申し上げ

げかねますけれども、こういうふうな逆算を申し上げますと、実は一度御説明申し上げたかと思ひますけれども、郵便のベース・アップに係のない郵便費だけで六十七億ことはふえておるわけですが、ところが自然増収は四十七億しかございせんので、結局料金値上げをしなかつたならば、ベース・アップの仲裁裁定がなくなつて郵便費だけで二十億赤字になる。そのくらいの分相をいたしますと、約三十億くらい赤字が出るのじゃなからうかといふような予算でございまして、六十七億から三十億引きますと、大体三十七、八億の金を予想しておつたといふふうに、今となれば計算上言えるだらうと思ひます。

○田邊(誠)委員 今の段階になつたらそういう話ができるのであつて、當時は言えなかつたといふのは、きわめてつじつまの合々ぬ話です。大体八割見込まれれば、これは当然あの当時の給与改定の組合要求に対して、郵政省がもっと別の回答があつてしかるべきだ、私はこういうふうにお考へするのです。なぜその当時八割の金を出せるという回答をしなかつたのですか。その当時出されたのは千円です。今回の給与改定が仲裁裁定によつて一〇割といふ八割の金があるといふことを今あなた

は言うけれども、それならば、當時なぜそういう話を事務当局は大臣にされて、その給与改定の回答をされなかつたのですか。これは私は私にきわめて不届きだと思ひます。今お話しした点は三十八億くらい当時見込まれた、こういうことですか。

○佐方政府委員 先ほどから申し上げますように、仲裁裁定は全く予想がつ

かないものですから、私どももいたしましては、今の一体幾らを回せるかというところになりまして、今度成立いたしましたところの予算から考えますと、そういうような計算になるだろうというところを申し上げたわけです。

○田邊(誠)委員 もちろん成立をいたすことを予測しての話であります。私のきょうお聞きしているのも、今回の法律案が、あなた方が考えられて実施をされる場合におけるところの状況をお聞きしておるのであります。これはどちらとも同じ一つの見通しであり、仮定であります。そういう点から見まして、今のお答えというものは三月の当初提案をされた際にももちろん明確にされておるべきものでありまして、そういう点から、大体八%の改善費くらいは見込んでおったにもかかわらず、五%ぐらいいしか回答しなかったというの、大臣、私は当時の状況を今繰り返しては申しませんが、きわめて私は不親切な回答ではなかったかと考えるのです。三十八億圓ぐらゐ組んでおったのですけれども、今回は仲裁裁定実施によって四十三億圓、このくらい組む。そういったすると、大体一〇%ぐらゐに当たるわけですか。

○佐方政府委員 一〇%としますと、郵政が分担すべきものは四十八億、その中で郵便費四十三億分担しなければならぬ、こういうことではあります。

○田邊(誠)委員 そういたしますと、私は最初の六十七億圓の増収に対して見込まれた給与改善費よりも上回ってきたというところは事実だと思う。従ってこの六十七億圓の増収分のうち、今お話のありました業務収入で四十八億

圓、郵便が占める割合が四十三億圓、それにいわゆる常勤の非常勤の定員化に要する費用を含めずならば、約七二、三%の数字というものが、仲裁裁定によってこの増収分から出すことを考えられておるところのいわゆる人件費関係の費用だと思ふのです。さらにそれにつけて加えて、いわゆる国鉄運賃の値上げ等、集配運送料の増加によって要するところの費用を加えますならば、今回の運賃値上げや給与改定の費用によって、この増収分六十七億圓と見込まれておる中から出されなければならぬ、いわば義務的経費の増といふのは約八七%ぐらゐになるはずであります。その大部分がこれらの経費に充てられておる結果になるわけでありまして、そういったしますならば、この仲裁裁定の実施によって郵便料金の改定による増収分というものは、実はかなり大幅に食い込まれてしまふ。こういう結果になりますならば、他の、業務の改善、サービスの向上、こういった面と見合つた場合には、きわめて困難な事態がくるであろうと私は指摘せざるを得ない。これらのことを考え、なおかつ提案の趣旨であるところの業務内容の改善や公衆に対するところのサービスのさらなる向上にする、こういうことをやっていくという形でありまうならば、一体この郵政事業の特別会計というものは、これから先のくわい持つものであるか、こういうことを私どもは考えてみた場合に、仲裁裁定実施を考へておらなかった当時の当局の見通しよりも、さらに私は困難になつてくると思ふわけでありまして、私が三月二日でしたかに予算委員会の分科会で大臣にお伺いをいたしました

際にも、大臣は、郵政審議会の答申によつても大体五年間ぐらゐ収支相償うことができる、こういうふうに言われました。ところが、その郵政審議会の答申を下回つた提案をいたしました。たとえば航空便を採用しようとするような考え方というものを若干延期をするというふうな、業務の内容を改善することを一時的に取りやめることによって、約五年間の収支を償ふことができるというふうに今御答弁をいただきました。ところが先だつての通信委員会、振替貯金の料金改定の質問の中で、今度は大体三年ないし五年間ぐらゐ収支償ふことができるであらうというふうな、実はきわめてあいまいなところをお話になつて参りました。大体これと同じようなお考え方かと思ひますけれども、今回仲裁裁定の実施によつて、当初五年間収支償ふことができる、大臣は考へられ、事務局は私の先ほどの質問に対して、収支償ふことができることは明確に数字的に御回答を得なかつたのでありますけれども、はたしてこの仲裁裁定の実施という事態によつて、料金改定をしましてこれから先のくわい収支が償ふというふうになるのか、もし大臣の今までの御意見と理論的に一貫性をお持ちになつた上で御答弁をいただければならぬ幸ひだと存じます。

○小金國務大臣 私はこの原案を作るに際して、郵政審議会の答申を基礎として、この程度の政策料金を加味したものであるならば、五年ぐらゐならば大丈夫だ、こういう見通しを立てておりました。ところが、大幅の仲裁裁定が出ましたので、その点については

数字上の計数から見ますと少しくあふなくなるような感もなきにしもあらずであります。しかしこれは郵便を利用する人の数、すなわち増加率が相当大きな影響を及ぼします。郵便というものが確実に迅速に配達されるものだから信頼を国民から寄せていただくという信頼、逆に利用率の増加というものをいろいろな観点から想定して、利用減がこの率の場合、あるいはまた利用増がこの程度にふえていく場合というふうなことで、それから今経理局長が申し上げましたように、毎年一〇%ぐらゐのペース・アップが行なわれるならばこれはすぐに三年目くらいには改定しなければならぬと思ひますけれども、過去の実績から見ましてそういうことは一応常識的に考へられませんか、私はまず三年ないし五年というところを申し上げたのですが、その後のいろいろの試算をいたしましたところ、まず今の計数なり見込みなりを根拠としていけば五年、すなわち昭和四十年の終わりにおいては多少の赤字が出るかもしれないけれども、きわめて僅少であつて吸収できるような数字じゃないか、こういうふうには私に考へたのです。

○田邊(誠)委員 これは仲裁裁定の実施の前に大体五年ぐらゐ収支償ふことができるというふうな言つた大臣の言葉と、今いろいろの物数の増加の見込みや利用の度合い等を大臣が言われました。しかしそれは三月の当時と何ら事情変更の立場に立たれることはできないと思ふ。これは当然同じなんです。大臣が三月の見通しと今の見通しを比べたというのなら話は別でありまうけれども、これはそれはど事

情が変わり、利用の度合いが変わつたという見込み違いを大臣がされることではないと存じますので、そういった点から見ますと、やはり私は、五年間収支償ふことができるという見込みはこれによつて狂つてきたというふうには考えざるを得ないのです。若干の赤字をしましたけれども、この若干という数字がどの程度であるかわかりませんが、かなりの赤字を生むということはない、あなた自身も考へたろうと思ふのです。そうでなければ、ただ単に利用の見込みが若干ふえるというふうな形ではなくて、何らか業務の内容について変更しなければつじつまが合はなくなつて、こういうふうには考へるのですが、そういう点に対しては実はどういうことを考へられてこれから先の見通しを立てられたのか、お伺いします。

○小金國務大臣 三十六年度の予算を編成する際に、先ほど経理局長が申しましたように、いろいろな立場からある程度のペース・アップはあるだろうというところで、これはひとり郵政事業ばかりでなく、他の特別会計あるいは本予算等においても、物件費だとかあるいは返還する資金というふうなものの中にそういうものを含めておるのが会計の通常の状態でございます。特に昭和三十六年におきましては、ペース・アップの要求に対しては従来毎年繰り返しておつたゼロ回答はしない、できるだけ誠意をもつて予算にある程度のゆとりをつけておくというふうな立場からこういう計算をいたしましたから、この二千万に余るペース・アップが出たからといって、そうへどもどこまで必要はございません。そこで今の、三月の初めの見通しと

今の見通しが変わったか変わらなにかということですが、これは実は三月以後におきまして今申し上げた五つ六つの試算をいたしまして、こういう前提でこういう利用率があれば、またこういうペース・アップが行なわれればどうだという試算をいたしました。その試算の結果、私どもが最悪と考える率をとりまして、五年後の昭和四十年には十億から十億程度の若干の赤字になるという数字が出て参りますので、遠慮して申し上げれば、まあ三年ないし五年は安定だ、こういうことを私は申し上げておるので、その点は御了承願いたいと思います。

○田邊(誠)委員 今度仲裁裁定によってだいたい大ごとをされておる様に聞こえますし、今のお話だとあまりあわてることはないような御答弁でもありますが、実は安心していいの心配していいのかわからぬで大へん困るのであります。三年ないし五年という大へん幅がありますね。これは大へんな幅です。先ほど米の御答弁では、五年間は大丈夫だというふうに胸をたたくていらした大臣が、あまりへんどもとする必要はないと言いながらなかつた三年から五年くらいというので、見通しの面でだいぶ違ってきたというところは、やはり仲裁裁定の実施その他によって大へん大きな影響があった、こういうお考えの上に立っての御答弁だろ

うと私は考えるのです。事実、大臣はいろいろの見込みがあるからそれによって三年くらいは持つだろうというお話を強調され強弁されながらも、なおかつ一面において近い将来において何らかの措置をしなければならぬだろうと

いう考え方に立たれておると私は思うのです。ことに最近新聞で大臣がある機会に語られた記事を読みまして、どうもこの状態ではどうにもならぬ、従って近い将来において年賀はがきも一つ低料金を廃止をする、できれば、まあお許しがあればという言葉を使っていますけれども、一種、二種も値上げをしてこれは正常な運行をするのだ、こういうお話を実はしておるのであります。私はこれは今の御答弁と明らかに食い違ひがある話だろ

うと、まあ長期と言えらるかどうかはわかりませんが、五年くらい料金改定をしないで済むという大臣なり郵政当局のお考えと見通しというものはかなり狂いが生じたというふうに私は考えざるを得ないわけでありま

す。その点に對して、いろいろな言い回しをされましたけれども、一つ明確に率直に、あなたの見通しというものは一体どのくらいなのか、この点を一つ簡明にお答え願いたいと思います。

○小金國務大臣 新聞やその他の記事について私は責任を持ちません。ここで申し上げるのが本筋でありまして、一種、二種を上げるとか、あるいはまた年賀はがきを四円を五円にしようとか、これは私の言葉ではございません。ここで申し上げますから、御了承願いたいと思います。

年賀はがきについては、大体はがきが五円だから五円にした方がいいという声はいまだに私のところに伝わってきております。それは事実でございますからそれだけは申し上げます。なお、ペース・アップが二千円をこえ

たということは、これは正直に申し上げると実はちょっと意外に多かったのです。けれどもこれは裁定でありますから、われわれはどうしてもこれを完全実施をするという内閣の方針に従って実施しなければならぬので、あらゆる財源の繰り合わせに今努力しております。しかしそのために五年という見通しがくずれてしまったとは実は私は考えていない。考えていないと申しますことは、三年はもう全く問題ない。四年目、五年目がどうかというのでいろいろな試算をしてみると、試算のやり方いかんによりましては若干の赤字が出ますから、そこで私は大へん遠慮を申し上げまして三年ないし五年と申し上げたのですが、大体私は五年くらいは見通しでいけるもの、こう考

えております。

○田邊(誠)委員 そういたしますと、今回の実施の一つの主要な要素というものは、何と云っても国民の郵便に對する需要が高まってきておる、こういう面に対応するサービスの向上が必要であるし、業務の近代化を促進するということもしなければならぬ。こ

ういうお話でありますけれども、これらの問題というのは、今申し上げたような事情が変わってきたことからいって、私はおそらく相当変更しなければ取支償いおせるといふことにはならぬと考えるわけですから、そういう面で、先の私の質問に対して答弁があったように、郵便の速度を早めてもらいたいという国民の要望に即応し、国鉄がだんだんと郵便車の連結を好まなくなってきたり、こういう事態に即応して、独自の運送をしなければならぬと言う。たとえば航空便の採用と

いうようなことも、速達ばかりでなく、一種、二種あたりはそういうふうにしなければならぬと言うが、時代に即応した業務内容の改善、こういったものが相当困難な事態に達していると考えざるわけでありまして、これらの点に對しては、当初の考え方とは、その内容について変更を来たしてきてい

る、こういうふうに認識をしてよろしいかどうか、お伺いしておきたい。

○小金國務大臣 従業員に対する処遇の問題は、ペース・アップ、それだけで済んだとは思っておりません。いろいろ考えております。一般大衆へのサービス向上であります。私は、郵便事業というのは、こちらだけが幾ら力んでも完全なサービスができるものではないので、要はやはり受け取られる国民が協力をして下さることが非常に大切だと考えます。たとえば犬の放し飼いをしないとか、郵便を受け取りやすいところへ受箱をつけていただくとか、番地、姓名等をはっきり書いてもら

うとか、そのほかやはり国民の御協力が必要でなければ、これは幾ら力んでもだめなのでありますから、それとあわせて、私も社会的にもこの点は非常に力説して参りたいと思っております。そこで、国民へのサービスの内容であります。特定局をふやすとか、あるいはまた郵便ポストをふやすとか、自動車、スクーター等をたくさんふやすとか、そのほか局舎の改善で利用者にも便益をはかるようにするとか、また非常に郵便物の多い地区に對しては、もう一ぺんぐらゐ配達をするとか、大体その計画は、今考えておるところのものは実現できると思っております。ただ、今、田邊さんが御指摘に

なりました飛行機で運ぶということですが、これは実は東京・大阪等、飛行機のしばしば出るところはけっこうであります。こうしますと、非常に密集地帯だけへの特別のサービスになりまして、できればこれは相当大幅に、北海道、九州ばかりでなく、飛行機の通るところへは、普通の郵便物も搭載できるような仕組みが必要だと私は思います。とりあえず大事なこと、忙しいうところをやるといふのはけっこうであります。これが実現できなかつたことは、私も少し残念だと思っておりますけれども、そのほかの計画は、まずやっていると聞いています。か、こういうふうに考えております。

○田邊(誠)委員 それでは、今までの大臣の御答弁によりまして、仲裁裁定の実施を含めて、いろいろな問題が包在をしておつても、今回の料金改定によつて、三年ないし五年くらいその経営をまかなっていくことができるであらうから、今回の七月一日から実施することを予定いたしておるこの改正案は、その内容を変更する必要はない。従つて、三十六年度は六十七億くらい

の増収でもって、それぞれ給与改善あるいは業務内容の向上、こういうものがやりおけるものだ、こういうふうな判断をしてよろしゅうござい

ますね。

○小金國務大臣 大体そうお考えいただいて御協力をお願いしたいと申し上げますけれども、実は先ほど田邊さんが御指摘になつて、私も大へん恐縮したのでありますが、池田内閣が公共料金について値上げをどんどんやるというふうなことをおっしゃいましたけれども、これも実は国鉄と同じように、

四月の年度がわりからやりたいと思っております。ところが諸般の事情と、第五種の利用者は、これは大体大口だけでございまして、小包とかあるいはまた大きな重さ等の変更があるというので、周知期間を置いた方がいいだろうというふうなことで、当局としての準備がありますので、その準備期間なども勘定に入れた方がいいだろうということ、一ぺんにこれが七月一日になつてしまふ。私は周知期間と、私の方の準備さえできれば、なるべく早く実施していただいた方が、正直に申し上げると、その点はあるがたいことだと考えております。内容自体は、これでぜひお認めを願いたい、私はお願いを申し上げる次第であります。

○田邊誠委員 お伺いしております、何か内容についてはそのままでいいけれども、実施は七月一日からと作成しているが、なるべく早い方が好ましいのだ、こういうお話がありました。これはどうも、政府の法律案を出され、一つの見通しと計画の上に立つて事を運ばれる責任者の立場にある大臣のお言葉としては、大へん重大な内容を含んでおられるのです。先ほど来私が指摘をして参りましたように、この料金改定によって、私は、原価主義をとる建前からいっても、必ずしも長期安定のものでないと同時に、これと相反して、国民経済に与える影響からいいますと、郵政事業の持つ性格、郵便事業の持っている使命から見ても、国民のすべての階層に、すべての地域に、普遍的に利用されるという立場から、この料金改定については、

実は大へん重大な問題を含まれていることから、その内容についても、その実施にあたっては、慎重な考慮が払われ、十分な配慮がなければならぬと考へて、いろいろと質問をして参りましたけれども、今の話を聞きますと、もちろん料金改定というのは、その実施の時期と、その内容と、両方その要素として含まれていることは当然でありまして、何かしら大臣のお話は、内容はいずれにしてもこれでよろしいが、実施についてはなるべく早くめづらしたい、こういうことでありますけれども、これは当然両方が含まれて、確固たる信念と見通しの上に立つてこの提案をされてきたという政府の立場からいいますならば、今のお答えは大へん無責任な、そしてまた非常に不明朗なお考え方であると私は考へるわけでありまして。従つて、私どもの今申し上げたような点から見まして、いろいろな面で疑問が起つておりますが、なおかつこれを遂行しようという大臣と当局の立場からいいますならば、政治上の責任から見てもこの実施の内容と時期について明確な見通しをお持ちで今回の提案がされた、こういうことを、一面において私どもの考へ方は別といたしましても、大臣の言葉として私は信用したいと考へておつたのですけれども、今のお言葉を聞きますと、実はこの自信が非常にぐらついておるし、政治的な責任の面からいっても大へんいただけない言葉を聞きます。まことに困つた話だといふふうに考へるわけでありまして。この点は最初からあなたは私の質問に対して十分自分の意思を押し通そうといふ、しかも郵政審議会の答申は飛ば

しても自分の考へ方がちゃんと正しいものだ、こういう御認識でやつて参つた郵政大臣としては私は大へんいただけない言葉でありますから、この点は一つ明確に当初のお考へ方を貫き通すというふうにお答えをいただきたいと考へるわけでありまして、当然さういふふうになるべきだと思つたのであります。そういうふうな認識をしていかうか、もう一度お伺いしておきたいと思ひます。

○小金国務大臣 私は金がほしいから早く施行してくれということじゃない、これにはいろいろ国民の御協力も得なければならぬということの規定しておる法律案でございまして、私の意図としてはできれば早くこの法律改正案を施行していただきたい、こういう考へを持っておつたということと、その経過だけを申し上げただけで、これを早く施行してくれということとは私がお願ひをする筋ではございません。

○田邊誠委員 それでは、先ほど来私がいろいろ質問をし、また私の指摘がない点もありまして、しかしなおかつ仲裁裁定の実施によつて、ほとんどそのことはないという言葉があつたかと思へば、実は予想しておつたよりもかなりの上回つた仲裁裁定だからこれによつていろいろの影響がある、こういうお言葉もあつて、その間の御答弁のどちらをとつていいか大へん迷つた点がありまして、しかし最終的なお考へ方としては、大臣は事務当局のいろいろな考へ方を参酌しながらも、今回の料金改定というのは今出されておる内容によつて七月一日から実施をすることが最も適切である、こういう

ふうな御認識であるというふうな受け取つていいかどうか、その点一つイエスならイエスというふうに言つていただければけっこうですが、そういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○小金国務大臣 私は国会の審議の過程においてこれはい、これで通していただきたいというつもりで出しましたが、委員会の修正等を受けている例もございまして、委員会の御意思に従う所存でございします。

○田邊誠委員 それは大臣の言われる言葉ではないのであります、大臣はやはり一つの見通しと計画をお持ちで、しかも先ほど来私が指摘しておるものなかつたいろいろな答弁をされておるのですから、一番最初にあなたが言われたように、つまり、郵政審議会の答申でなければ企業に見た場合には成り立つていかぬじゃないか、五年間くらい、こういうふうに私が言ひましたら、いや、それはそうではない、審議会の答申は尊重するけれども、私は一つの政治的な信念によつて私の責任においてやつたという。事務当局を押えてそういう答弁をされたんですから、そういう点からいいますと、今修正をされるような例があつたから委員会ではどういう修正をされてもそれに従う、それはいろいろ修正したり否決をされたりした場合に比べれば、それだけの大臣の立場でありまして、それが申し上げた通り、当初の考へ方通りが最も適正な内容と実施時期である、こういうふうにお考へであるといふように受け取つてよろしうございしますね。

○小金国務大臣 その点は御推察におまかせいたします。委員会の修正御意見が出ましてもなかなか承諾できない場合があります。政府としては非常に苦しい場合もございますが、私としてはこれを一応整つた案として提出いたしましたから御了承を願ひます。

○田邊誠委員 いろいろとお聞きをしまして、先ほど実は御答弁がない点もありますが、時間の関係もあつて、私たちの同僚の委員もあとで質問をする予定ですから、その際にあわせて質問をしていただき、足らなければその際に私もさらに質問をいたしますので、さうそく資料を出していただくようにお願ひをしたいと思います。そういうことであるといふと質問をいたして参りましたけれども、なおかつ私は今回の料金改定に対する郵政当局の考へ方の統一性、一貫性という面からいってもいろいろ疑問がありますし、またこれの与える経済と国民生活に対する影響、郵便事業の持つ本来の使命からいいますと、私はこの料金改定に対してはやはり反対をしなければならぬ立場である。そういう点でいろいろとお聞きをし、さらにお伺ひをしたいと思います。以上申し上げても、一応私は以上申し上げても、さらに郵政当局がこれらの問題に対する積極的にして明確な見通しの上に立つて事を運ばれるように強くお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

○山手委員長 この際午後一時五十分まで暫時休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時二分開議

○山手委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き、郵便法の一部を改正する法律案を議題として、質問を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 郵政大臣にまずお伺いしたいことは、先ほど田邊君の質疑に対しての御答弁の中に、政府としての提案の信念と自信というものが多少ぐらついた点があるが、それなのですか。それはこのたびの法改正の趣旨、目的、内容、こういうものについて国会が修正を加える場合にはそれに従うという御答弁があったのでございますが、私は政府としてはこの法案に一つの自信を持って出された、その自信が国会でぐらつくべき筋のものではなくして、この法案がすなおに通るというところに自信と勇気を持っている、そういう立場でこの法案を審査させていただきます。この法案に対する自信と勇気というものがいささか欠ける向きがあるやに伺ったのでありますが、いかがでございますか。

○小金国務大臣 この法案は自信と確信を持って提出いたしましたので、その点は疑っていません。ただ私がこのたび提案いたしました三公社の公共企業体職員等共済組合法案につきましてやはりその気持を持って出しましたが、参議院におきまして修正を受けました。その修正もごもっともと認めて、私はこれに従う意思を表明いたしました。修正案通り法律として成立いたしましたのであります。御修正をいたしたく場合におきましても事と次第、内容でございまして、そのいかにによりましては私は従えない場合もありますし、また従ってよろしい、差しつかえないと認定する場合もございますが、

この案については私は自信を持って出したのであります。

○受田委員 この修正が実施期を繰り上げる場合と繰り下げの場合がある。おのおの政府原案よりも繰り上げられた措置がとられるのが通例で、実施期などについては繰り下げられるのが修正の常識です。これを繰り上げるのが修正の常識とは、普通原則的なものなんでしょう。そういうつまり国民の負担を高めるという意味から、通常実施期について修正を加えるとするならば、繰り下げの方になる。繰り下げの場合と繰り上げの場合もあるわけですね。大臣はこれが繰り下げられれば承知できないというのか、繰り下げられても承知することができるといふのか、この点御答弁をいただきます。

○小金国務大臣 法律の施行期日に関する問題は、重要と申せば重要であります。内容とはまたおのずから別であります。繰り下げの場合、繰り上げの場合のどちらでも承知するかというように御質問であります。これは繰り下げられる、すなわち七月一日以降にされるということについては、予算等の関係もありまして、歳入歳出の面に影響がありますから、これは非常な困難になるかと思ひます。しかし繰り上げの場合は単にその施行期日が早くなると、収入の点がふえるというだけでありまして、その点は事業運営上差しつかえなく、かえってサービスの改善を多分に含んでおりますし、そういう関係でその方ならばいいだろうと今私は考えておりますが、確言は差し控えていただきます。

○受田委員 繰り下げの場合、実施期を一カ月でも二カ月でも繰り下げる、あるいは来年四月一日から実施する、こういう場合は郵政当局としては承知することができないということになるのか。国会の修正がそういう方向に持っていかれた場合には、またそれに対応する策を講ずることができないものかどうか、これも一つ御答弁願います。

○小金国務大臣 この法律案の施行期日が、今予定されておるよりも著しくおくれるような場合には、これは非常に困る問題で、私はそういう予想をいたしておりません。

○受田委員 繰り上げられる方は予想しておる、繰り下げられる方は予想していないというところは、何らかもうすでに暗黙のうちに実施期について了解がされておるような印象を与えるわけですね。予想してないとかいふことも問題ではない。国会の修正ということはどういうふうになるかということも、政府当局としてはそういう取引の前提のもとに考えらるべきものではないかと、どのような立場に立っても対処するということ用意がなければならぬと私は思ふのです。繰り下げられる場合は全然前提にしない、こういう強い自信を今お示しになったのであります。政府としてはどういう立場に立っても、その実施期をもとにしてこれに対処する用意をしなければならぬと私は思ふのです。そういう事態を予想しないという前提で、国会の修正が繰り上げの場合だけだというふうな考え方で、法案の通過を御期待になるということは、原則的に見て大臣適当と思ひますか、いかがですか。

○小金国務大臣 去る四月上旬に実現いたしました国有鉄道の運賃の法案は、繰り下げられては困るというような話もございましたが、現実に六日ほど繰り下げられたように私は承知いたしております。この私どもが提案いたしております郵便法の一部を改正する法律案が、繰り上げて施行されるという予想のもとに私は今行動はいたしておりませんが、先般来質問に対して二回は、この法案を提出するに至りました経過として、四月に施行したいという気持ちで用意をいたしました。諸般の事情で七月一日という表現になっております。そのことを申し上げたのであります。私は特にいろいろなことを注文申し上げたりまた予想いたして今議論はいたさないつもりでございます。

○受田委員 私は次に予算措置についてお伺いしたいのでございますが、先回の委員会でもはっきりお尋ねをいたしておきましたけれども、それは独立採算制を事業の形態から当然とらなければならぬという御趣旨から、他の会計からの繰り入れというものについては非常に手ぎびしい考え方をしておられるようです。それで設備負担金などとして、これは郵政全体の問題にも関連するのでございまして、郵貯、簡保会計からの繰り入れを一部実際やっておられるわけですね。こういう郵貯会計、簡保会計とかいう、同じ郵政省の企業の中で相互に助け合っているという考え方というものは、原則論からいって適当であるかどうか、どうお思ひになるのか、これをお答え願ひたいと思ひます。

○佐方政府委員 予算を作りますときには、郵便、貯金、保険、それから電信電話事業、それぞれ必要な経費はおののの会計で持つという建前になっておりまして、最初から助け合うとい

う形ではなくて、当然出すべきものをもしやという建前で作っております。そこで今お話のございました建設計定設備負担金でございますが、これは郵便局あるいは地方貯金局あるいは地方保険局のように、貯金に直接使つた部屋、保険に直接使つた部屋の代金を設備負担金としてもらっているのだから、益金があるときはその郵便の益金で立ていくという建前をとっております。予算的にはおのの必要経費を必要事業で持つという建前をとっております。

○受田委員 今の郵便業務というものは、郵政事業全体から見ると一つの柱の事業だと思ひます。その郵便業務で収支が相償わないという場合に、これを補う方法としてはいろいろな立場があると思うのです。今政府がおとりになつておられる、今あなたが御説明されたような方針で、他の会計は他の会計なりにそれに関係するように持つていくということになると、その赤字を補つてやる方途は非常に限定されてくると思ひます。その限定されたことによつてその郵便業務が維持発展させられたいけれども、他の特別会計と有無相通することによってそれが大いに発展されるということになるならば、今の手ぎびしい考え方から一歩前進して、そういうものの流用を考えると、それが郵政業務全般の発展のためには適切ではないでしょうか。

○佐方政府委員 貯金にいたしましても、保険にいたしましても、それぞれ特別会計でございますので、やはり正

当な経費でありませんと予算を組みますときになかなかその金が入ってこないという実情でございますので、建前としては一応各事業とも独立経費でいく。そしてたまたま郵便が非常に苦況に陥りましたときには、たとえば二十四年から二十六年ごろには一般会計の補給金をもらって郵便の分を応援してもらったことはございます。

○受田委員 今具体的な例を申し上げますと、五十人以上の職員のおる郵便局では雑務を担当し、あるいは管理、監視をするとか、そういう立場の職員を置くことになっていくという原則があると思いますが、事実それが置かれてないところがたくさんあるわけです。これはどういうわけでそれが置かれていないのか。今も申し上げたように、それぞれのセクショナル立場からの制約を受けるから置かれられないのかどうか、お答え願いたい。

○佐方政府委員 事業別セクトの関係ではございません。たとえば小使等雑務職につきましては、これは共通事業の人間でございまして、各事業でそれを分担する。郵便貯金、保険、電信電話の各事業でそういう共通の人、たとえば特定局長から庶務、会計の人あるいはまた雑務関係の人も分担するという建前になっておるわけでございます。

○受田委員 そうすると五十人以上の職員がおるところで置いてないところはないのですか。

○佐方政府委員 ちょっとその辺のことを今つまびらかにいたしませんので、調べさせていただきますか。

○受田委員 どなたでもいいです。事

実置いていないところが非常に多いというのを私は伺っておるのです。

○佐方政府委員 ちょっとここではっきりいたしませんので、調べさせていただきますか。

○受田委員 これは局長さんなどたでもけっこうですが、現実の問題として雑務に服し監視の任に当たる、これは先ほど大臣も言われた通り、サービスを徹底させるのだという趣旨からいっても、郵便局を訪れる人がどの窓口に行けばいいかという場合に、五十人も職員がおるようなところでは、それぞれ分担がきまっておるわけでは、それから、御苦勞さんでしたといつてそこへ連れていけばいいのですし、いろいろわからぬことを教えてやる監視、雑務とか、こういう任務に服する職員が当然置かれていなければならぬ。現実これが置かれていないところがある。こぶる多いという実情を私は聞いています。

○板野政府委員 これは定員の関係でございまして、かつ共通の定員に属する面でございますので、人事部の所管になっておると思えます。私、まことに申しわけありませんが、ここに資料がございせんので、後ほどまた聞きまして御答弁をいたしたいと思えます。

○受田委員 これは予算の問題に関係することでありまして、いろいろなところから金を出し合ってそういう人々を置くのだという経理局長の御答弁であつたのですが、いろいろなところから出

し合って置くならそれは置いていなければならぬ。現実五十人の職員のおるところで、そういう重要な地位にある職員が置いてない。これは職場の諸君の共通の悩みである、こういうことを私は承知しておるのでございまして、それに答弁する人がおらぬということでございますので、大へん残念なことです。

もう一つ、それに関係することですが、人事部長に一つ御足勞願うように、手配をして下さい。勤務時間に関係することです。大抵郵政省の公の達しによると、勤務時間の規定がちゃんと書いてある。一週四十四時間と書いてある。一週四十四時間と書いてあるけれども、実際は一週四十八時間以上働いているのが現実ではないか。そして特定の局で六十時間までを認めることができるという規定もあるようでございますが、一日四時間超過勤務という計算でいくと、一週大体二十時間以上の超過勤務をすることになってくると思ふのです。そうすると合計して六十時間を超えるような働きをする人もたくさんできるのです。これは公達の違反にもなるのではないか。勤務時間の厳守というものは、きつりと、これは特に現場でございまして、時間がきたらちゃんと勤務に当たっていただければならない事情もあると思うのでございまして、一週四十四時間というきつとした時間を守ることができない事情といたのはどこにひそんでおるのでございまいしょうか。

○板野政府委員 これは就業規則とかそういう方面に関連することでございますが、ただいま御質問がございまして、た

たけれども、六十時間以上いゝゆる就業規則その他の規定以上の勤務をしておるという事実、私はないと思ひます。

○受田委員 特殊の勤務について六十時間までは勤務していい規定があるわけですか。それは御存じですか。

○板野政府委員 知っております。

○受田委員 それは今おっしゃる通り、今の、一日に四時間以上も超過勤務をさせておるところがたいていあるわけなんです。これは勤務時間という点で非常に不安がある。先般も内閣委員会で公務員の勤務時間について聞いたのであります。午後五時に退庁するといふのはきつりした規則ができておるのに、八時半に役所に行つてみればほとんどの者はおられない。九時から九時半、十時ごろ行つても局長や課長は出てきていせん。しかし郵政省の職員のように、現場を担当している職員には非常にきつしい勤務時間が厳守されている。終わって後にさらにある時間を居残して勤務させられるという事情が、そこに他のずいぶん役所と違つた一ずいぶんというのにはちよつと語弊があるかも知れませんが、そういう時間的にルーズになりがちな役所と違つた特殊な現場では、超過勤務をする立場の人がたくさん出てくると思うのです。これは局長さん、その勤務時間が長引くという事情は他の一般の役所と違つた特殊事情がひそんでおるがゆゑに当然だといふお考えをお持ちですか。

○板野政府委員 大体官庁勤務時間という場合におきましては、ただいま先生のおっしゃった通りでございます。

れども、郵便事業におきましては、いろいろ夜間勤務その他の特殊の状態の勤務もございまして、朝一齊に八時なら八時、八時半なら八時半ということではなしに、その勤務の状況に応じていろいろな勤務形態がとられていくというところでございまして。

○受田委員 今の超過勤務という場合が現実の問題として郵政省の職員では特に多く出てきておるわけですか。六十時間まで勤務しても差しつかえないような規定さえも一部にあるわけですか。そういう一週四十四時間という原則がこわされてきておるということとは、現場で勤務する職員にとっては大へん都合なことだと思ふのです。勤務時間を厳正に守るという立場、そうして勤務の時間が超過した場合におけるはつきりした手当の支給、こういう規則的な御答弁をお願いを申し上げておきたいのです。

○板野政府委員 郵便事業におきましては、御承知のように一日の郵便物数が相当増減がございまして、物の多い場合は、あるいは超過勤務を用いて物をさばくということが現在のところ建前になっておる次第でございまして、そういう場合におきましては、就業規則等の範囲内において超過勤務をしていただくということになっておるわけでございます。

○森本委員 関連して。今の受田委員の言われておる六十時間というのは、超過勤務に「われわれ」としては反対だけれども、郵政省としてはそれを超過勤務というふうに見てないでしよう。六十時間というものを四十八時間に換算をした形になっておるわけだ。だから日勤、泊り、あけという形になって、

拘束時間は六十時間だけれども、実際の実働時間というものは四十八時間ないし四十四時間というふうに換算をしておるはずで、これは郵務局の服務課の所管事項です。だからそういうものは親切に説明しないと、ずるずると上つただけ答弁をして先に延ばそうというふうなことは明確にならぬです。受田さんが言われておるのは、四十四時間という勤務の原則になっておるにもかかわらず六十時間という勤務があるじゃないか、それは超過勤務じゃないか、こう言っているわけだ。郵政省の方はそれに対して、われわれは反対だけれども、それを四十四時間ないし四十八時間に換算する方法を就業規則においてとっておるはずだ。だからそのことを明確に説明しないと、ちっともわからぬですよ。

○板野政府委員 どうも御質問の趣旨が私にはよくわからぬのですが、就業規則によりまして大体四十四時間ないし四十八時間というのが一応きめられておりますけれども、その超過勤務につきましては、ただいまの一週間六十時間の範囲内において、一日の超過の時間四時間なら四時間、その範囲内において超過勤務をすることができるといふことになっておるわけでございます、これは平均でございますので、ある日には一時間という日もありましようし、ある日にはそれを超過するといふこともあると思います。それはその日の仕事の量によつてきまるわけでありまして、平均してそれをこえない限度内においてやっているといたうのが実情であります。

○受田委員 拘束時間と実働時間との関係はどうなりますか。

○板野政府委員 拘束時間といふことは、大体一日八時間ということになっておりますが、実働時間は七時間三十分くらいだと記憶しております。

○受田委員 七時間半ですね。もう一ぺん。

○板野政府委員 七時間二十分です。

○受田委員 どちらですか。

○板野政府委員 七時間二十分だと思います。

○受田委員 そして実働時間、拘束時間に対する給与の支払い、勤務手当の支払いはどういう形になりますか。

○板野政府委員 これは拘束時間において支払うということになっております。

○受田委員 たくさん質問することがありますから、一応今の勤務時間の問題を終わらしていただきしたいと思います。ただここで一つ、郵政省の管理職にある方々は、勤務時間は厳重に守られておりますか。午前八時半に出動をされておるかどうか。大臣、部下の局長さんたちの勤務時間がどうなっているか、十分監督されておられると思はれますが、八時半に役所に行っておられるかどうか。

○受田委員 八時半の出動の規則はどういうふうにお考えでしょうか。

○荒巻政府委員 局長、課長の本省におきましての勤務は、九時前後に大体集まっております。

○荒巻政府委員 本省の場合におきましては、官庁一般勤務時間といつたしまして、所定の時間は八時半から五時十五分までということになっておりますけれども、本省の仕事そのほか官庁の仕事といつたしまして、帰る時間につきましては、比較的その日の業務に追われておまして、時間というものを一般的に考えずに居残り勤務等いたしておりますし、その間の事務の実態に応じまして勤務をいたしておるわけでありまして、仕事のある場合におきましては、午前八時半にも集まっています。いろいろな会議をいたす例もございますし、それ以前の時間におきましていろいろな打ち合わせをするというところとございまして、もちろん原則として勤務時間通りに行なうべきところとございまして、仕事の性質上必ずしも終業の方が勤務時間通りに行なわれておりません。むしろ実際の勤務時間は所定の勤務時間よりもはるかに長く勤務しておるといふ実態になっておると思ひます。

○受田委員 官庁の勤務状況というものは、特に管理職の立場にある方々が率先して勤務されることによって、その範によって職員が鞭撻鼓舞されるわけですか。それで、出勤がおくれても居残りの方で時間がかかるので役所におる時間はかえって長いのだということ御説明にならないのです。やはりちゃんと規則に定められた登庁時刻八時半に局長さんも課長さんも御出動になつて——やむなく六時、七時までというところであればそれは管理職手当があるのだから、サービスしなればならぬ。超過勤務手当に当たる管理職手当として、中央は二五%、乙が一八%、丙が一二%というお手当が出ておるわけでございますから、この点は十分厳重な御勤務を願いたい。特に郵便局の人は、八時半くらいにはちゃんと出ておらないと郵便業務、貯金、簡保の取り扱いが全然できないわけでございますので、現場を預かっておられる郵政省の管理職の方々は、願わくば一つ時間厳守を厳正にやっていたくように希望を申し上げておきます。

もう一つ人事に關係したことでございますが、郵政省には臨時雇をお持ちであります。いわゆる非常勤の職員としてこれを採用しておられるのです。今、非常勤の職員は臨時雇と本雇というふうな形態になっておると思うのでございまして、どれくらいおつて、本雇がどのくらいおつてどういふ比率になっているか、数字で御答弁願ひたいと思ひます。

○佐方政府委員 これも人事部長の所管でございまして、予算的な關係がございしますので私から申し上げます。

郵政省といつたしましては昨年のいわゆる年末首を除きました場合に約二万人の非常勤者を雇つておたわけでございます。その中でどういふときにおいても恒常的にある程度雇わなくちゃならぬ、いわゆる定数として考えておりますのが、約一万二千名あつたわけでございます。その中で、本雇と臨時というお話がございましたが、実はそういう區別といふよりも、定数的なものと定数的でないものというふうなことでございまして、途中でまた組合とのいろいろな話し合いによりまして月給制をしくとかいふいろいろなことをやってきましたけれども、形としてはそういう数字にしてあります。ところが先般、三十六年の一月から三十五年度の定員法の施行によりまして、約四千五百名の人が定員となるということになりましたので、定数的な人として

は、必ずしもその点全部一致はいたしません。へんびなところで、電信電話の拡張等で増員等がありましたけれども、大部分の人をその中から引いていきますと、残った人がいわゆる本務といひますか、定数的な人になるわけでありまして、それが今度の予算でまた九千人定員になって参りますので、数としては大体そういう問題のところは片づいていくだろうと思ひますが、御承知の通り本年度の定員法はまだ通過いたしておりませんので、そのまゝの形になっておる次第でございます。

○受田委員 定員法で公労法の対象になる人々を採用がえすることが規定されておるのですけれども、今おつた数字で二万人全部は解決されませんね。これは定数としての採用者にはならない。その残余の人々はどういう扱いになるのございませうか。

○佐方政府委員 残余の人々につきましては、当該局で欠員等ができませんと、当然それは資格によりまして本務者に回つていきますが、大体は定数として認めていないのでございまして、非常に欠勤者がありますとか、いわゆる年休をとるときにあつた補充でありますとか、短期の病気の人のあつた補充でありますとかいふことで、制度としては短期で認めていくということでございますので、個人的にはそういう方々に本務者になりますとか、欠員ができたときには本務者になっていくという形で、それは大きな仕事でございまして、ある程度臨時の方々には残つていただく、個々の人間はいろいろチャ

ンスを見て本務者に上げるということ
でございます。

○受田委員 残余の本採用されな
い人々は、実問題としてはいつまでも
残ることになりますね。その人々の処
遇はどうなるのですか。

○佐方政府委員 いつまでも本務者に
ならないかどうかということござい
ますが、実は約二万名近くの人々の調査
をいたしましたときに、大半の人が
一年以下の任期でございましたので、
御承知の通り三十五年の定員法と三十
六年の定員法との関係で大部分片づい
て参りますと、そういういまでもそのま
ま置かれるということじゃなくて、逐
次個人的には本務者になっていける
だろうと思います。

○受田委員 その残余の人々に対する
処遇というものが、定数の中に入れら
れた人と差がないような措置を平素か
らとっておかれるならば、その定数の
問題に連座せず、みんな満足して勤務
に服することができると思う。非常に
不安定な立場、給与の状況も別途収入
のいろいろな諸手当もそこに差をつけ
られるというところに問題があると思
う。そういう残された非常勤の形態を
有する人々に対して、常勤定数内編入
の職員と差のないような処置を平素か
らとおりになっておかれる必要はない
かということ。

○佐方政府委員 先ほど申し上げまし
たように、本格的な救済としましては、
当然その人たちが本務者になって
いくということがございますが、事の
性格上、局あるいはまた事業の幅によ
りましては定数としては認められな
い、全く臨時として雇わなくてはなら
ぬという人でございますので、全部が

全部定数と見るわけにはいかぬだろう
ということでございます。

○受田委員 私のお尋ねしておるの
は、定数に入れられた職員と残された
職員との間に、給与上の諸手当等の待
遇があまり違いがないようにしておけ
ば、定数に入ろうと入るまいと、平素
から満足して働いてもらえようと思
うのです。それが今のうちに暫定的な措
置で採用して、処遇の上においても
差があるということになると、それは
定数という問題に非常にとだわって
くる危険もあるわけですね。そういう点に
ついては定数に入れられるのが本則で
ありますけれども、それから漏れた
人々にも、処遇上の均衡を保つよう
な取り扱いはしておかれるならば、郵
政省の職員が大体において満足した勤
務ができると思う。定数に入られた
常勤の職員と、残された職員との勤務
上及び待遇上の差、こういうようなも
のに何か適切な措置をおとりになる御
用意はないのですか。

○佐方政府委員 今度のいわゆる非常
勤の定員化その他を機といたしまして、
今まで定数として認められておった人
は、原則として本務者に持ってい
こうということでございますので、今
後は建前としては、全部いわゆる
定数的でなく、ほんとうの非常勤だけ
になりますので、今本務者と定数と臨
時という形は大体解決するということ
で今度予算を組んでおりますから、御
懸念の点はだいたい解決すると思いま
すが、なお残った非常勤全体については
いろいろな問題がありますので、長期
の人についてはある程度組合との間の
協約事項等もございまして、一般
的に処遇をよく見るようにという話も

ございまして、今度定員法が通過い
たしましたときに、非常勤問題を根本
的に片づけていきたいというふうに考
えておりますので、しばらく時をおか
しいただきたいと思ひます。

○受田委員 当局の熱意のあるところ
を伺いましたので、根本的解決を御期
待をしてこの問題を終わります。
もう一つ定数に關係した特定郵便局
の主事制、これも一定の人員に対して
定数の専任主事が置かれることにな
っている。実際問題として専任主事を置
いていないところがたくさんあるの
ではないかと思いますが、この問題は
いかがでしょうか。

○板野政府委員 専任主事の定数につ
きましては、私も一応業務の実態か
ら算定はいたしておる次第でございま
すけれども、現在毎年相当のそういう
職制の人もとれておりますので、今後
は逐次これを専任の主事の方に持っ
ていきたい。毎年相当数はやっており
ますけれども、まだ兼任のいわゆる兼担
の主事もおります。これは逐次毎年解
決をしていきたいというふうに考
えております。

○受田委員 定数の主事を置く規定に
対して特定郵便局の場合において何人
に一人実際に主事を置いておるかとい
う問題を一つ御答弁願ひたい。
(森本委員)専任は何名以上か、兼
務は何名か、それから置いておる
局は何名以上かと呼ぶ。

○板野政府委員 ちょっとそこへ数字
を持ってきておられますので、後ほど
一つ……。

○受田委員 今からいろいろと実態を
お伺い申し上げたいのですが、数字の
ないのがたくさん出るようございま

す。今後十分御留意されて、どのよう
な質問にも答弁できるような資料の御
用意を願ひしておきたいと思ひます。(上
林山委員)人事部長くらい来ておった
らどうだねと呼ぶ。

私は、次にこの法案に關係して幾つ
かの質問をしてみたいのです。まず提
案趣旨説明の中におおげになっておら
れる今回の郵便料金の改正の必要性を
お尋ねしたいのでございます。もちろ
ん処理要員の大幅な増加とか、運送費の
増加というようなことについては、質
問も繰り返されておりますので、やめ
ますが、局舎施設の拡充等のためとあ
る、この局舎施設は一体どういうふう
に拡充しようと思われているのか、これ
の計画を伺いたいと思ひます。

○板野政府委員 局舎施設につきま
しては、従来八カ年計画をもちましてこ
れを執行して参った次第でございま
すが、最近非常に郵便物数等の増加、
特に三種以下の物数が増加いたしました
ので、あらためて局舎の五カ年計画
をもってこれに対処したいという
ふうに考えておる次第でござい
ます。

そこでこの普通局につきましては、と
りあえず小包及び三種以下の通常郵便
物を処理する集中局を、東京都内にお
きましては四局、大都市及び周辺都市
におきまして普通局の新設を八局考
えております。また都市におきまして配
達難救済のための配達分室の新設、あ
るいは郵便輸送の集約化に伴う集約局
の増築を五十局、以上合わせまして六
十二局考えておる次第でござい
ます。

並びに局内施設の機械化等を近く実施
いたしますものが八局、あるいは狭
隘局舎の増築百四十局を考えておりま
すし、また老朽局舎の改築につきま

は百三十局ばかりを計画いたしてお
ります。それから特定局等につきま
しては、比較的規模の大きい集配局及び大
都市中心部の無集配局を五百六十局新
設する、これを五カ年の間に実行を
いたしたいというふうに計画をいた
しておる次第でござい
ます。

○受田委員 年次計画を今伺ったので
ございまして、今御指摘になった最
初の百三十局とおしまいの五百六十
局、これはどちらも五カ年計画で
す。

○板野政府委員 その通りでござい
ます。

○受田委員 この局舎施設の拡充――
私、諸外国を旅をしてみまして、郵便
局というものが非常ににぎやかにでき
ておって、その大衆へのサービスは、
必要な場合には観光客なども郵便局に
寄ると給はがきまでも手に入って、そ
こからすぐ記念切手を張って出せる
というようなサービスまでしているわけ
です。そうした近代的な設備、そうい
うものをあわせて御計画されておるの
かどうか。世界各國の特に高い水準に
ある国のそうした郵便局の業務の近代
化というものが考えられている
かどうか。今局内施設の拡充とい
うことを指摘された局もありましたけ
れども、一体全体的にそういう郵便局の
大衆サービス機関としての役割を果た
すいろいろな施設というものをあわせ
て考えておるかどうか、お答え願
ひます。

○板野政府委員 局内施設の機械化に
つきましては、大体小包郵便物の区分
機、通常郵便物の区分機、大物郵便物
の区分機、あるいは分類、取りそろ
え、押印機、こういう新しい機械、あ

るいは搬送設備というものも新しい局舎には施設すべく考へております。また窓口等につきましても、切手をはがきの発売機はもちろん、郵便料金計器あるいは書留郵便物の自動引受機といふようなものを考へたしておりまして、いわゆる世界でいろいろ局内に新しい施設をしておりますけれども、そういうものも一通り今後五六年間に特定の局には施設していききたいというふうに考へている次第であります。

○受田委員 たとえば郵便切手の自動販売機、こういうようなものを大きな局などに置く、ちょうど国鉄が短距離の切符の自動発売をしているような形のもの、そういうものをお考へになつていませんか。

○板野政府委員 切手、はがきの自動発売機につきましては、現在は五円の切手とかあるいは十円の切手とかあるいははがきの発売機というようなもの、いわゆる個々のそういう切手に対して一つ一つが出てくるというような機械でございますけれども、これらが一度に出てくるとか、あるいは郵便局舎の外からたとえば速達の手紙も買ひ得るというような、総合的な便利な自動発売機をただいま計画中でございます。

○受田委員 その機械はいつごろできますか。今の計画中のものは。

○板野政府委員 大体今年度中にはできるといふふうに考へております。

○受田委員 なかなか御計画が進んでいないようでございまして、大いに期待をしておきたいのですが、これに關係する問題として、各国の郵便の配達をされる皆さんが非常に便利に、先ほど大臣が言われたような郵便受箱、それか

ら外国でよくできてゐるのは地番等の整理で、配達迅速化、こういうのができてゐる。幸い今度総理府設置法の改正で、総理府の付属機関として地番等の整理ができる審議会が置かれることになつて、これが法制化されてゐる。こういうところと相俟つて、郵便業務を担当する人々が努力を節約して楽しく大衆にサービスができるように、しかも非常に早急にできることに御計画をお立てになる必要がある。

○板野政府委員 配達方面につきましては、特に最近高層アパート等がたくさんできて、配達上非常に困難がございまして、今度の法律改正の機会に三階以上の建物につきましては、必ず受箱を一階に設置していただく、そこに配達し得るような方途も考へております。それから特に外勤で困りますのは、先ほどお話のありましたような番地整理の問題であります。これも着々緒についておる次第でござい

ます。また郵便物の受箱、つまり一般の受箱につきましても、極力これを簡便にいたしますと同時に、また道標とかあるいは名札の掲示とか、そういう面につきましても国民の一般の人々の協力を得るよう、ただいまPRを盛んにやっております。また郵便物につきましても名あてを完全に記載をするとか、あるいは転送のないように名あてを書く、あるいは郵便物の大きさ等につきましても、一定の制限

を加へ、たとえばこのたびの法案にございまして、市内特別郵便には一定の大きさの制限を付するというような点もいろいろ考へたしておる次第でございまして。

○受田委員 私はこの法案全体をながめまして、政令や省令に委任された事項がたくさん出ておるわけにございまして、まず小包郵便物の料金について、特別の場合にこれを政令で定めようとしておる。こういうものは当然この法案の中へ、もう検討された結果、織り込むべきではないか。それから第三種郵便物の認可を省令に委任されておる。またおしまいの方では年賀はがきの差し出し期間を十二月十五日から一月十日でしたか、この期間を今度

は新たに省令で定めるような法律改正案を出しておられます。これは一体ちゃんとして法律で規定すべき事項じゃないでしょうか。政令に委任するといふ幅を持たせることによって、郵政省が国会の意思とはまた変わった料金をおきめになる、また年賀郵便の差し出し期間をおきめになる危険がありはしないか、省令、政令委任のこの規定についての御見解を御表明願ひたいと思ひます。

○板野政府委員 御承知のように、小包郵便物については、郵便事業の本来の仕事からいいますと、一種の付帯的業務でございまして、これを信書の送達という本来の業務を円滑にやうて参ります。また、どうしてもやはり小包郵便物の問題、どれだけの物数を適当に扱つたらいいかということも非常に問題になり得るわけにございまして、それにいたしまして、この小包郵便物の料金は、いわゆる他の料金と競合し

てゐる料金でございまして、たとえば国鉄の手小荷物、あるいは一般の運送業務とも関連をして決定すべきものであるといふふうに考へておる次第でございまして、そういう意味合いにおきまして、これを法律に規定しておきま

す。戦前と同じように、戦前はこれは省令に委任されておりましたけれども、これを政令に委任をしていただくたいといふふうに考へておる次第でございまして。また他の第三種郵便物の認可料とかあて名変更、取り戻し料といふようなものは一種の手数料でございまして、これらも、またそのときどきの情勢に応じてこの認可料を変えていくとかいふことの必要を生じてくる次第でございまして、またこれらの料金は、全体の額からいいますと、きつめて料金は低い次第でございまして、これらは戦前と同様に省令に委任していただくたいといふふうに考へておる次第でございまして。また年賀の取り扱いは法律で定められておりますけれども、いつから年賀郵便を扱うか、現在十二月十五日からということになつておりますけれども、これもやはりそのときの年賀郵便のいろいろな物量その他の状況に応じてあるいは期間を早めるといふような措置も必要となつてくると思ひますので、むしろ省令に委任していただく方が、いろいろな情勢に即応した適切な施策がとり得るものといふふうに考へまして、

○受田委員 私はその中で特に小包郵便料金のときが、そのときどきの情勢によつて変えられるということになると、ほかの郵便料金は固定しているにかかわらず、小包郵便料金は政令で適当に、来年や、再来年や、というふうなことも可能である。これだけが独走する危険もあると思ひます。ちゃんと、こうした郵便料金全般との関係、国鉄の料金などの関係といふことも御指摘になりましたけれども、そういう際にはそういう際でまた法律を改正すればいいのであつて、こうした基本的な郵便料金はちゃんと法律で規定すべきものじゃないかと思ひます。

○板野政府委員 この小包料金につきましては、ほかの郵便料金との関連といふよりも、むしろ鉄道の小荷物運賃あるいは他の運送業といふようなものと関連がございまして、むしろこれと競争的な企業の立場にあるわけにございまして、御承知のように国鉄におきましても、こういうような料金は運輸大臣の認可をもつて定められておる。またこれと同様な性質の電信電話の料金につきましても、やはり認可によつて定められておるというふうな実情でございまして、私どもいたしましては、やはりそういう運送料金と

こういうふうに提案をいたした次第でございまして。

○受田委員 私はその中で特に小包郵便料金のときが、そのときどきの情勢によつて変えられるということになると、ほかの郵便料金は固定しているにかかわらず、小包郵便料金は政令で適当に、来年や、再来年や、というふうなことも可能である。これだけが独走する危険もあると思ひます。ちゃんと、こうした郵便料金全般との関係、国鉄の料金などの関係といふことも御指摘になりましたけれども、そういう際にはそういう際でまた法律を改正すればいいのであつて、こうした基本的な郵便料金はちゃんと法律で規定すべきものじゃないかと思ひます。

○板野政府委員 この小包料金につきましては、ほかの郵便料金との関連といふよりも、むしろ鉄道の小荷物運賃あるいは他の運送業といふようなものと関連がございまして、むしろこれと競争的な企業の立場にあるわけにございまして、御承知のように国鉄におきましても、こういうような料金は運輸大臣の認可をもつて定められておる。またこれと同様な性質の電信電話の料金につきましても、やはり認可によつて定められておるというふうな実情でございまして、私どもいたしましては、やはりそういう運送料金と

○受田委員 私はその中で特に小包郵便料金のときが、そのときどきの情勢によつて変えられるということになると、ほかの郵便料金は固定しているにかかわらず、小包郵便料金は政令で適当に、来年や、再来年や、というふうなことも可能である。これだけが独走する危険もあると思ひます。ちゃんと、こうした郵便料金全般との関係、国鉄の料金などの関係といふことも御指摘になりましたけれども、そういう際にはそういう際でまた法律を改正すればいいのであつて、こうした基本的な郵便料金はちゃんと法律で規定すべきものじゃないかと思ひます。

○板野政府委員 この小包料金につきましては、ほかの郵便料金との関連といふよりも、むしろ鉄道の小荷物運賃あるいは他の運送業といふようなものと関連がございまして、むしろこれと競争的な企業の立場にあるわけにございまして、御承知のように国鉄におきましても、こういうような料金は運輸大臣の認可をもつて定められておる。またこれと同様な性質の電信電話の料金につきましても、やはり認可によつて定められておるというふうな実情でございまして、私どもいたしましては、やはりそういう運送料金と

のかね合いにおいて料金が決定される方が、事業上非常にやりやすいということ、かようにいたしておる次第でございます。

○受田委員 過去十年間同じ道を歩んだ規定の中に、独走するものあれば、法律で固定されるものもあるというようになつて、この問題は私は非常に大事な問題だと思ふ。特に今度の改正理由の中に、「小包郵便物の送達及び郵便事業の原価」ということがちやんと第一順位に書いてあるのをごさいますので、国鉄小口扱いの貨物運賃というものが第二義的、第三義的になつてゐるのと比した場合には、これはやはり法律事項にして、必要があるならば改正すればいいのですから——法律は来年改正してもいいのです。世論というものもそのころになつて、また別の角度から、新しい方向を示してくれると思うのですが、これは大臣、この政令とか省令とかいうものに委任することがあまり多くなつて、な方向で料金が独走する危険があるのですが、どういふお考えをお持ちでしょうか。

○小金国務大臣 そういふ御懸念ももっともだと思います。しかし実態は、法律をもって定めるものと政令または省令、または各省大臣の認可にかけたものといふいろいろございますが、特に政令をもって定めるようなものは、そう簡単に、一省の独断で定め得るものではないでございます。物価等とのにらみ合わせ、経済の成長率等の関係から、これは閣議で定めなければならぬ問題でございます。従つて、戦前省令にゆだねておつたようなもので

も、慎重を期する意味において政令で定めたのであります。国有鉄道の小包、手荷物料金等に比べれば、まだもっと慎重な方法を講じたつもりであります。これは政令以下にゆだねたから勝手にできるというものではなくて、やはり慎重な考慮を払つて研究してきめることについては、法律で定める場合とはとんだ変わらないと私は思つております。ただこの小包郵便というものが、本来の信書の伝達というところから見れば、やや付属的と思つてよろしいものでありますから、相当慎重には扱いますけれども、本来の法律からはずして政令で慎重に定める、こういうことにいたしました。ただいま御注意の点につきましては十分気をつけまして、やはり国会で御審議といひますか、御検討を願ふ筋であります。たとえばいろいろな他の電気料金等につきましても、これは担当大臣がきめ得るのでありますけれども、そう簡単にばかばかきめられるものではございませぬし、国会の監督、という御審議もいたしますが、国会のいろいろな御審議もいたされるわけなのでありますから、そういう意味で、私はそう慎重を欠いたものとは考えまされども、さらに一そう御注意の点を留意いたしなす。

なお省令にゆだねた分につきましては、これは何と申しますか、年賀はがきの取り扱い期日なんかは、あらかじめ天気予報等で非常な大雪が早く来そうだという場合には、早めてこれを取り扱うというような便利もございませぬ。なお、手数料的なものについてもこれは他の振替合ひでありまして、そ

うそう簡単に勝手にやれるものではない、またすべきものでもない、こういう考え方を持っております。ただ、今、受田さんのおっしゃつたように戦後ともかくも約十年近く同一法律の中に定めたものを特に分離するのはおかしいじゃないかとおっしゃいます。今いろいろ局長からも申し上げました理由等によりまして、政令にゆだねる。政令にゆだねたというところは相当でございますから、この点は御了承願ひます。

○受田委員 実際に取り扱いをされてゐるのは郵政省でございますから、郵政省の感覚でやられたということについては私わかつてございませぬが、今、大臣は小包郵便物というものは付属的なものだ、大した問題はないものだというような意味の御答弁があつたが、私としてはやはりこの小包郵便というものは鉄道のないところ、こういうところは小包郵便を唯一のたよりにしているわけですから、非常に貴重な、大事な人々に大事な物を送るにはこの道しかないのですから、これは全く郵便と同じような性質を持つてゐると思う。付属的なものではないと私は思ふ。いかがでしょうか。

○小金国務大臣 これは決して付属的な事業ではございませぬ。ただ発達の過程において付属的な道をとつたといふだけでありまして、御指摘のように利用される方々から見れば非常に大切なものでございませぬから、この問題は軽く取り扱つたという意味ではございませぬので、料金の性質からいきましたら、先ほど局長が列挙いたしました理由で政令にゆだねた。これは今小包郵便が軽い仕事であるということではございませぬ。

○受田委員 私は今度さらにこの法案の内容の問題にこまかく突っ込んでいきますが、まず第三種郵便物の取り扱いでございます。このことでもまずお聞きしておきたいのは、第三種郵便物の認可数はどのくらいになつてゐるのか、それから取り消すのがどのくらいになつてゐるか。日刊、週刊、月刊別に一つの数字を示して、第三種郵便物の新しい動向を確認したいと思ひますので、資料を御説明願ひます。

○板野政府委員 現在第三種郵便物の認可件数は一万一千三百三十八件でございます。これは三十五年の三月でございませぬ。そのうち毎年度のくらい認可の申請の件数があるかと申しますと、大体千五百件ばかりございまして、そのうち不認可になるものが三百件ございませぬ。これが日刊その他にどういふうに区分されておるかということでございます。今資料を調べて後ほどお答えいたしますと思ひます。それから取り消しの件数も今調べます。

○受田委員 認可され、取り消しされる数の比率、これは大事なことなもので、軽率に認可されておるといふ傾向はないか。それで実際は簡単に取り消しされるような事態に追い込まれるような刊行物がどのくらいあるかといふことも、これは非常に参考になつていかならぬと思つておるのです。そういう数字がないといふことではありますから、後ほどお答え願ひたい。

○板野政府委員 主たる認可された雑誌その他と同じ題号あるいは発行人をもつて発行されるものにつきましては、その重量が重くても同じものとして取り扱う次第であります。

○受田委員 この付録の内容の検討は常にされておるかどうか。これを取り扱う当事者にまかせきりにしてゐるのではないかと。適宜その付録の内容が性格を異にするという場合にこれを摘発してゐるかどうか、お答えを願ひます。

○板野政府委員 郵政局におきましては、発行ごとに見本を二部提出されておりました。それにつきまして詳細検討をいたしておる次第でございます。

○受田委員 定期刊行物、第三種郵便物の対象になつてゐる中に、単に広告を目的として宣伝だけの性質のものなどがあつたまま漏れ入つてゐるような傾向があるのではないかと。その認可の基準、その取り扱い、こういうものが厳正にされて、これが末端に流されたときに社会に大きな貢献ができるようなものを特別料金で第三種郵便物として認可しておるといふ、そういうのはきつりしたものを郵政省で持ちかどうか、やや懸念の点が存在してゐると思ふ。

○板野政府委員 認可の基準につきましては、法律案にございませぬように、「政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、云々」ということが認可事項の一部になつておるわけでございますが、郵政局におきましては、これがはたして

広告であるかどうかということにつきましても、非常にこれはむずかしい問題でございますけれども、現在はそういう観点からいたしましていろいろ認可の条件をいたしまして検討をしておるわけでございます。また広告の部分が全体の紙面の四割までということに一つの基準を置まして現在では認定をいたしておる次第でございます。しかしながら、最近PRの技術が非常に発達いたしまして、はたしてこれが広告なのかあるいは政治、経済その他の文化報道に属するものなのかということ等につきまして、非常に認定の困難な面もございますので、このような点につきましては私も今後広告をどういうように判定をするかということにつきましてもさらに検討いたしまして、広告に類するものが三種の低料として扱われることのないように、今後十分気をつけていきたいと考えておる次第でございます。

○受田委員 さらに掘り下げて、速達料金が五円ほど値上げされているのです。他の郵便物に優先して送達する任務を持つ速達というものは、最近航空機の発達がどんどん進んでおることだし、また高速バスというものもできていますので、こういう速達は、最短距離を最高度利用するという形でどのような努力をされているか、その状況を御報告願いたいのです。

○板野政府委員 速達につきましては、まず第一に運送方法でございます。運送方法につきましては現在航空機が飛んでおります線路につきましては、一、二種はもちろん、三種以下につきましても二百グラム以内のものはできるだけ飛行機に積んでいる次第で

ございます。またその他最も早い鉄道なり専用自動車等を活用している次第でございますが、今後特に国鉄の集約輸送に伴いまして相当距離のものにつきましてはあるいは少しおくれるというような事態も考えられますので、三十七年度以降につきましては、たとえば北海道、九州あるいは四国という地点につきましては、できるだけ航空便のあるところは、二種につきましても航空便に積み込むということで、いろいろ検討もいたしておる次第でございます。集約輸送に伴いましていろいろ国鉄の輸送も変わって参りますので、そういう面につきましても現在これを専用自動車にするとかあるいは速達の方法をいろいろ考えておるわけでございます。また、末端の局につきましても集配の回数でございますが、これも非常に速達速度に關連をいたしますので、特に速達の多い地域につきましては現在六回ないし八回の集配をいたしておりますけれども、これを十回ぐらいの集配に改めたいというふうに考えておる次第でございます。

○受田委員 今、交通機関では最短距離を最短時間で運べるあらゆる努力をしてみたいということでございます。これは公の機関である国鉄あるいは日航、それに対して純粋な民間の輸送経路というふうなものもいろいろ利用されておる。ところが二十五円という速達料が五円上がって三十円になったが、これはそういう航空便などを利用する場合に特別料金が要るとかいふことから五円という計算が出たのかどうか、五円という算定基礎を一つ御答弁願います。

○板野政府委員 現在、速達の面につ

きましては、普通速達は三十五年度の原価計算では黒が五円程度になっておるわけでございます。これはあとから資料が経理局から出ると思っておりますけれども、五円程度の黒というものはベース・アップ等によりましてあるいはとんとんぐらいいなるのではないかとはいふに考えられる次第でございます。が、速達の面につきましては、現在でもそう多くの黒字を出しておらないわけでございます。しかも速達の取り扱いは航空機の利用も相当増していかねばならぬ。また三種の郵便物を航空機に搭載するには、二百グラム以下というたゞいまの制限もございまして、けれども、二百グラム以上の重量のものにつきましても、必要によりまして飛行機に載せて速達をはかるといふことも考えておりますので、あれこれ勘案いたしまして今回五円の値上げにいたしましたという次第でございます。

○受田委員 航空機を利用してまとめいく、航空機も最近回数がだんだんふえてきておることだし、それから速達の取り扱い件数が比較的私はふえておると思うのです。そういう取り扱い件数が大幅に増大するというような意味から、五円という特別な料金などをとらなくても、取り扱い方いかんによつてはもう十分速達に關して採算が合うというふうな形になるのじゃないですか。この五円というのが私は非常にデリケートな問題だと思ふんです。今ベース・アップの問題がちょっと出ましたが、そういうベース・アップとかね合ひで五円が上がるということ、私は、私はこれは問題はちょっと違つて

思ふのです。二十五円の二割増しになったというところは、どういうところ航空機の利用がどういふふうになり、バスの利用がどういふふうになると、増加件数がどのくらいあるかといふことを十分検討された結果二割増しということになったのか。あるいは目分量で五円ぐらいいならよからうというふうにされたのか、そこを一つはつきりしていただきたいと思います。

○板野政府委員 従来の速達、書留等の特殊料金につきましては、大体通常郵便物のいわゆる基本料金が上がりまして、それに大体比例をし、過去の値上げ率等も考えまして、これを適当に調整するというのが例でございます。今回におきましても、必ずしも原価がこの通りに上がったからこうだということではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、原価の点につきましても相当幅が縮まってきたという点の一つ。それから三種以下のいろいろな料金の調整によつて、それに比例をして、やはりある程度値上げをすることが必要じゃないか。それからまた総合原価からいたしまして、こういうような個別原価につきましても総合原価の立場からある程度の調整が必要であるというふうに考えまして、このたび五円の値上げということにいたしました次第でございます。

○受田委員 総合原価の立場ということはどういふ基礎になるわけか、これをもう一ぺんお答え願いたい。

○板野政府委員 総収入によつて総支出をまかなつていくというのが郵政事業の一応の建前でございます。その総合的な支出をいわゆる個別的な収入に割り振つていくということが個別の

料金体系ということになる次第でございます。その割り振り方につきましては、いろいろ考え方もございますけれども、今回におきましては、一、二種はまあ一応原価的にも償つておりますのでそのまま、三種以下につきましては、できるだけ直接原価をまかない得る程度ということで考えた次第でございますが、これも政策料金または従来の料金の面もございまして、いろいろ勘案した結果、三種につきましては、一円を二円、あるいは四種郵便物の料金はそのままに据え置くという方法をとつたわけでございまして、特殊料金につきましては、ある程度この個別の原価を考えつつ、総体的ないわゆる支出をまかなつていく、こういう建前からこの程度に調整をいたしたわけでございます。

○受田委員 局長さんの御答弁で、総収入、総支出の關係からいろいろ割り出された料金体系であるという意味も一つあるということですが、今郵政省が出された資料を見ますと、昭和二十六年から三十四年の間に、普通速達は飛躍的に取り扱い件数がふえておるわけですね。二・三倍ぐらいいふておる。今後も件数は大幅にふえると思ふのです。そういう件数がふえることによつて、速達取り扱いの総収入というものがふえて、総支出が減ってくる。そういうものを計算に入れられて、取り扱い件数が飛躍的にふえることを計算に入れられてから五円増しというのをきめられたのですか。やはり今のお説の総合原価に關係して、総合原価の中には件数の飛躍的な増大というものが計算されているかどうか。

○板野政府委員 総収入によつて総支出をまかなつていくというのが郵政事業の一応の建前でございます。その総合的な支出をいわゆる個別的な収入に割り振つていくということが個別の

○板野政府委員 三十六年度以降につきましての原価というものは計算してございせんが、三十五年度までにつきましては、速達増加というものの、もちろん郵便利用数が入りまして原価が大体きめられておるわけでございします。

○受田委員 この料金は今後四、五年間は据え置かれるであろうという御説明でございしましたが、五年後における速達の料金は適正料金になるか、黒字になるか、または赤字になるか、その速達に關しての場合を一つ御答弁願います。

○板野政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、ここでにわかにお答えできないと思ひますけれども、大体ただいまの五円の値上げをすることにしたしまして速達はまかなつていけるというふうに考へておる次第でございします。

○受田委員 私は急いでお尋ねしなければならぬのですが、もう一つ、記念郵便切手と、各郵便局の、赤インクをもつて、消し印として使われる記念スタンプ、こういうものは今後だんだんと国民の愛好する方向にいくと思ひます。記念切手の発行というものは限度を持てゐるのか、無制限に発行していいのか。國際的にはこの記念切手はどういうふうな動きをしておるのか。今の消印に使われる記念スタンプというものは特定の郵便局に指定されておるのでもありますが、こういうものは今後どういふふうに取り扱ひされるようというのか、お答え願ひします。

○板野政府委員 記念切手につきましては、わが国ではこの二、三年は大体一年に二十三ないし四種類出しており

ますけれども、世界的な傾向といたしましては、わが国が大体その中くらいに属してございまして、多い国では一年間に七、八十種類出すところもございします。また少ない国では十数種類とすることになってございしますが、大体中間なものでございまして、私も大体妥当な発行度数ではないかというふうに考へておる次第でございします。それから、二十四、五種類でございしますけれども、これは關係各省なりいろいろな方面からの資料の提出によりまして、記念切手となるべき適当な標準を私どもはきめておるわけでございします。その標準に照らし合せてこれが適當であるかどうかをきめておるわけでございします。また一方印刷技術の方面からいまして、大体二十四、五種類以上になりますと印刷技術的な方面から相当制約がございします。で、こういう点が大体いいところじゃないか。もうちょっと余裕はあると思ひますけれども、今のところ大体この辺がいいというふうに考へておるわけでございします。

それから日付印でございしますけれども、風景日付印は大体本省で個々の各郵便局等の申し出によりましてこれを作っておりますが、これらにつきましても、大体地方の記念すべきいろいろな行事とかいうような場合にこれを発行するということにいたしておる次第でございします。

○受田委員 記念の行事だけじゃないです。風景スタンプというものは特別の名勝地などにはずっと置いてあるの、記念行事のときだけに押すわけじゃない。そういう記念行事だけに押すものもありますが、記念行事じゃない

日付印のものがある。局長さん御存じですか。

○板野政府委員 申し落としました。風景日付印は本省におきまして各郵便局からの申請に基づいてやつておりますし、また記念行事に伴ひます記念スタンプは各郵政局で調達いたしましていろいろ注文に應じている、こういうことでございします。

○受田委員 こうした記念風景印あるいは記念日付印、消印を赤で押すとかいうのは非常に好きなやうなときにしてたよりを出すというやうなときには喜ばれる制度です。こういう制度は一つ大いに生かしてだんだんと文化的に、また觀光的に國民の氣持がゆるやかになつてくるに従つてこの仕事は喜ばれることなんです。こういうことは一つ特別の計画をお立てになつて御検討願ひたいと思ひます。

最後に、國際的な立場で万国郵便開係でちょっと質問を及ぼしていきたいと思ひます。万国郵便開係の規則ができておるのですけれども、私いつも思ふのですが、日本から外国に出す料金はちゃんと規則に定められた料金になつてゐる。外国からこちらへ送る場合はばらばらな料金になつてゐる。非常に高い国と非常に安くやつてくれる国がある。それからまた外国郵便の規則の中に、「外国來往復郵便書留の返信部の航空料金」というのがあつて、その返信部の料金は「本邦から当該國にあつて航空通常郵便書留の料金の金額から同國にあつて航空取扱しない通常郵便書留の料金の金額を控除した額とする」という規定がある。返つてくる方の料金は向こうに出す料金よりもさらに安い料金ということになる。こういう

ことを考へると外国へ往復して返つてくる料金は非常に安い。ところが向こうの國際料金で通信をしてもらう場合にはばかに高い郵便料金ということになる。そういう關係を一つあわせて御答弁願ひたい。

○板野政府委員 外国郵便料金の構成でございしますが、第一に船便による通常郵便物につきましては、万国郵便條約によりまして、一応均一の基本料金に定められておるわけでございします。それは金フランによつて額が定められておる。その條約によりまして各國はその基本料金につきまして引き上げは六〇%まで、引き下げは二〇%までやり得る權能が与えられておる次第でございします。たとえて申しますと、二十グラムの書状について申しますと、日本は基本料金そのものを採用いたしておりますので三十円、ところがフランスにつきましては基本料金から二五%引き上げまして五十サンチームというところにきまつておりますので三十七円、このやうなきめ方をいたしておるわけでございします。航空通常郵便物にきましては、この利用上の便宜のために地帯制を採用いたしておるわけでございまして、距離による差が非常に著しいということ、それから航空運送料が相当高額であるという点につきまして、こういう制度を採用いたしまして、各國が別々におのおのその状況に應じて利用の地帯を定めて、それから料金をきめておるといふやうな状況でございします。日本について申し上げますと、琉球を大体特別地帯といたしまして、世界を他の三地帯に分けてきめておるといふやうなわけでございします。従ひまして航空書状について見

ますると、日本からフランスあつてのものが十グラムにつきまして百十五円。ところが日本にあつてますのは、百七十五サンチームで百二十六円というやうなきめ方になつております。そういう状況でまことにやられておるといふことでございします。

○受田委員 今最後の御尋ね、つまり返つてくる場合、往復の場合は料金が一律ですね。外国郵便規則の第二十一条、これは返つてくる場合は同じになつてゐます。

○板野政府委員 この点につきましては、やはり取り扱ひ便宜上いゝゆる一定の基本料金の上げ下げが自由にできるわけでございします。それによりまして大体取り扱ひの便宜上さうしておるわけでございします。

○受田委員 取り扱ひの便宜上ですか。万国間に約束が何かあるのではないですか。そうでないと、向こうから送る場合にはばか高い料金で、今度向こうへ送る場合には日本の料金で、往復の返りの料金しか取らないということになつておるのですから、そこに申し合はせか何かしてないと、そういう例外規定を設けてゐるのですから……

○板野政府委員 簡易航空書簡がちょうどこれと同様に一定の料金をきめておりますけれども、ちょっと条文が見つかありませんので、後ほど申し上げさせていただきます。後ほど申し上げさせていただきます。後ほど申し上げさせていただきます。

○受田委員 なお郵便運送に關して日本通運株式會社との關係、その他の問題等いろいろ質疑が残つておりますが、また後日ゆつくりお尋ねすることにしたしまして、本日はこの程度で終

わります。

第一類第十一号 通信委員會會議録第二十四号 昭和三十六年四月二十五日

一九

○上林山委員 記念切手の質疑に関連して一言当局の意見を確かめておきたいのでございますが、世界各国に比べてちょうど中ごろの記念切手の発行であつて、妥当な発行回数である、こういう御意見であります。印刷能力その他があればもう少し多いは発行して親しまれる郵便事業といふでしょうが、私は郵便事業は割合にそうしたような意味においてはいろいろ国民に親しまれていふところなんです。なかなか記念切手の発行のごときは、これはもう消極的にならないで、事情の許す限りは思い切って発行した方がいふんじゃないか、こういうふうな考えます。これを前提としてまず伺いたいことは、最近数年の間において一回の発行部数で、最高はどれくらい発行したか、これはそれぞれ発行の枚数には多いのと少ないのとあると思ひますが、それは一体どれくらいであつたのか。続いて時間の関係があるので申し上げますが、ことに今度は国際オリンピックを控えておるわけです。郵政当局もおそらくすでに準備をされておると思ひますが、これは国際オリンピックの開催されるそのときに発行するのか、あるいはもっと早目からこれを発行するのか、また発行するとすれば、これは先ほど申し上げたように、国際オリンピックというのは日本でやるのはあと何年かという、これはもう御承知の通り、ここ当分はどうていられない、国際的に日本が親しまれなければならぬ大事な時期なんですね。だから、今どの程度くらい発行枚数を予想されておるのか、私はこの点については郵政大臣もぜひ準備をさせていたなければならぬ

ぬのじゃないかと考えます。その図案ももちろんつばなものでなければならぬが、国際的に日本が親しまれなければならぬ。だから、その発行枚数はどの程度考えておるか知らぬけれども、一つ思い切つた大量のものをできるだけ発行する意思はないか。こういうわけで私はもうすでにぼつぼつそういうことを考えていふんじゃないかと思ひます。ことにこれは郵政事業とだけ関連して考えるのはどうかと思ひますけれども、場合によれば政府機関でできるものは、たとえば専売公社あるいは郵政事業、その他政府事業で協力できるものは、オリンピックに対して経費の捻出——これはどの方法で、であるかは別として、やっぱり郵政事業ここにあるぞ、しかも国民に、あるいは国際的に親しまれる事業もやっておるのだ、こういう意味でこの点は一つ真剣に考えていただきたいと思ひますので、関連して一言質問を申し上げます。

○小金国務大臣 記念切手は大体八百万枚くらいを単位として発行しておるようであります。最高は二千五百万枚出したそうであります。それで今お説の郵便切手というのは国際的に非常な親善の役割を果たすもので、なるべく日本的ないいものを出したい、図案、色彩等については最善を尽くすよう努力いたしております。

なおまた、今御指摘の三年先に迫りましたオリンピックに関連いたしましたは、オリンピックを記念する郵政事業としての役割をどう果たすか、今具体的に事務当局に研究を命じておりますし、さらにオリンピック資金財団の方からも、何か資金的に郵便料金にブ

ラスしたもので売り出してもらつて資金を援助していただきたい、こういう申し出がありまので、今、総理府を中心に、私どもの方からも参加いたしましてせっかく研究中でございます。

○板野政府委員 昭和三十三年の趣味週間の切手を二千五百万枚発行しておるのが最高でございます。

それから、オリンピックの記念切手でございまして、お尋ねはおそらく寄付金つきの切手、もう一つはいわゆるオリンピックの記念切手として出す切手はどうかという、後者のお尋ねかと思ひます。後者のお尋ねにつきましては、いわゆるオリンピックの記念切手といつたしましては、オリンピック開催の年に五種あるいは七種となりますが、適当な数を発行したいということ、次の日本におきますオリンピックにおきましては、世界で初めての切手のオリンピックを開催するというところでございまして、現在私どもは着々その方の準備をいたしておる次第でございます。

○上林山委員 時間の関係で残念ながら詳しく聞けないのでありますが、私の要望は、オリンピックはもう日本では当分やれないという時期だから、思ひ切つた数をあと限り出していただきたい。これは強い要望で、われわれ通信委員をしていふことで各地方面からいろいろ要望もあり、また聞かされてもおりますので、これを要望として、もう答弁は要りませんが、申し上げておきたいと思ひます。

○山手委員 谷口善太郎君。

○谷口委員 今度の国会の通信委員会は公共料金値上げの委員会、幾つかの法案が出ましたが、ほとんどが公共

料金の値上げをきめた法律でして、きょうの郵便法改正の問題もそれでありまして。ただ一つ値の下がったものがありまして、これは貯金の利子が下がった。そういう点で、最近の物価値上げというものに大きな影響を与えておりますから、この委員会に對しまして国民は非常に関心が強く、注目しておると思ふのです。そういう意味で十分に討議をさせていただきたいと思ふのですが、実はその時間が本会議までにはたしてあるかどうか。そこで質問が残りましたら、一つあした続けさせていただきます。

最初に、簡単なことからお尋ねいたしますが、午前中の討議で質問されて御答弁なさつた間に、今度の料金改正案が長期安定策になるかどうかという問題について、社会党の委員の方が質問されたときにはこれはどうもその点非常に不安があるのじゃないか、そんなに三年も五年も五年というところを郵政大臣はおっしゃっています。が、その間料金をいじらなくてもいいような安定性を持つていないというところについていふん各面から御質疑をなさつたのですけれども、それに対する大臣のお答えは、大体五年間くらいは確信を持って長期安定の見通しが立つのだというお答えなんです。しかし私もその点非常に疑問を持っておるのです。もう一つそこをお尋ねしたいと思ふのです。これも午前中の討議の中でありましたように、今度の予算案をお出しになり、また今度の法改正案をお出しになったそのあとに仲裁裁定が行なわれたのでありますが、この仲裁裁定を実際に予算上処理するという場合に、それまでの政府の考え方では大体

八%ということであつたようでありまして。ところが仲裁裁定は一〇%をこえておるわけでありまして。特に年度末手当の問題を含めると相当のものになるのでありますが、この一つをもつて見ましてもこの改正案をお出しになったときの考え方と、その後わずかの期間に事態が進展して矛盾が出てきておることは事実でありまして、そういう点で安定した料金政策あるいは料金体系というには大へん困難があるのじゃないかというふうに私も思ふのです。まして今後のいろいろな経済的な変動その他労働運動の発展などを考えますと、やはり一番大きな問題となります。これは、この春闘で全通が要求として掲げました大幅賃金の値上げという要求は決して今度の仲裁裁定で満たされておられないので、引き続き要求が出てくるだらう。これがいいか悪いかは別として、そういう見通しがないことではないのであります。こういうことを見ましても、この改正案で料金の改定がなされて若干の増収ができますけれども、五年間ここにうたわれておりますように郵便事業の面でサービスを改善し、いろいろ近代化その他もやっていくというふうな面での安定性を持つておると言われることについて、われわれは大へん不安を感じるわけなんです。そこをもう少し確信のいきみのだ、長期安定性を持つていふんだという点をお示しいただいたらけっこうだと思ひます。

○小金国務大臣 これは先ほど申し上げました通りに、私どもはこれで長期安定とは申しませんが、中期安定くらいのところは確実に確保できるといふ

考えてあります。すなわち数字的にいろいろ御説明申し上げました通り、ペース・アップその他待遇の改善に要する経費、それからサービスの改善その他局舎の改善とか整備とか、いろいろな点を考慮いたしましてこの程度の計数になる。ただ一つの不安を感じると仰せられるのは、利用率の上昇と、それから今後起こるべき労働組合等の要求に対する裁定というようなものはどう出るかということでありますが、私は過去の実態から申しましてそう飛び抜けたものが出るとは考えられません。ただ経済の成長率、生活の向上等から見まして利用率は相当予想を上回るようなことがあっても下回ることはない、こういうような見地から、大体五年ぐらいは安定しておる、五年目には多少の赤字が出るとしても吸収し得る程度のものであらう、こういう推算をいたしましたのであります。

なおまた御要求がありますれば、数字的に局長から御説明をいたします。

○谷口委員 それでは非常にけっこうであります、安心しております、というふうにちょっと私どもには思えぬ。午前中の答弁の中で政府側からお示しになりました通りに、第一種からずっと特殊郵便物までの大体の原価とそれから料金の対比をおっしゃいました。その中で第一種は一応黒字であるし、それから五種も加えてまして小包以下若干の黒字になっておるのであります。が、しかし第二種から第四種に至りましてそれぞれ赤字続きだという原価計算になっておるようであります。これはどの部分が大きくなってどの部分が少なくなるかにつきましては、今までの動向、実績から判断するより仕方がな

いのでありますが、すでにこういふうに個別的に見ますと必ずしも安定であるものじゃないということが言えるのでありまして、今後の動向いかににかかるとは思いますけれども、そう太鼓判を押したようなそういう安定性は考へられないのじゃないか、まして今の政府の政策から申しますといわゆる所得倍増か、経済拡大か、いづれにしても物価の上昇は避けがたいし、そういう点から賃金問題はそう単純な停滯状態、横ばい状態ではあり得ないことが見通されます。そういう点から考えましても、諸物価の問題その他から考えましても、やはりこの計画の中にはかなり不安定性があるというふうに現象から見ましても言えるのじゃないかというふうに思うのです。そこらはどうですか。

○小国務大臣 谷口さんの御指摘になりました点は大体第三種、四種がい

ずれも原価的に赤字を出すから全体として不安定ではないか、こういう御指摘でありまして、一応そういうふうにごらんになれると思いますが、しかし、郵便物の数から参りますと第一種、第二種が圧倒的に多く、また最近の傾向といたしましては、最近七、八年の間に第五種が三倍半くらいまでにふえております。そこで第一種、第二種、それから第五種、小包等の増加によりまして、すなわち原価を切らない黒字になるものの数の方をはるかにふえる。そうして第三種及び第四種はおのずから限度がございまして、これらにつきましては赤字がありまして、個別的に分類すると赤字になりますけれども、全体の総合的な収支から見ますとこれを吸収し得る第三種及び第四

種のごときはもっぱらといっていろいろ社会政策的な意味を加味しており、これは、これが吸収し切れない場合には別であります、吸収し得ると仮定いたしますと、やはりこれはあまり上げないで、他の上がったものによってカバーしていくのが郵政事業の妥当な運営の方法だと私は考えておりまして、一々当たってみますと、なるほどこれではこういう赤字のものがうんとふえた場合には不健全になるという御指摘はごもっともであります、大体原価を切るというようなものはふえても、他のものによってカバーし得るといふ見解でこの原案を作ったわけであります。

○谷口委員 私は、皆さんの今度お出しになった改正案それ自体も非常に不安定なものが内包されておるのではないかという不安を、社会党の皆さんと同様に持つのであります。同時に、郵

のもののにも、そういう不安定性がつきまとうということは避けることはできない、そういう性格ではないかというふうに思うわけであります。(上林山委員「どうすればいいんだ」と呼ぶ)そのどうすればいいかが問題であります。独立採算制をとってやるという建前、特別会計法の第六条かに、大体正しい原価に沿うようにという意味のことが書いてあったように思うのです。にもかかわらずこの会計自体、この事業自体は郵便法の第一条に原則が書いてありまして、つまり公共の福祉を増進するという目的のために、なるべく安い料金であまねく國民に利用させるということであります。従って原価計算をやつて、その上に立つというふう

に言いました。これはけさから大臣何回も言っていられしる通り、社会政策的な意味で必ずしも原価には沿わないような料金体系を作らなければならぬ部門もできるわけです。これは法律の建前からいっても、郵便事業の性格からいってもそうあるべきだと思ふ。そこで経済の変動やいろいろな社会情勢の変化によりまして、必ずしも最初の見通し通りにはなかなかうまくいかないという状況が出てくるのじゃないか、もしこれをそういう危険性から避けるとすれば、私は方法が三つあると思う。一つは完全に個別原価主義といひましょうか、一つ一つの部門で原価を割らないという、そういう個別原価主義に基づく独立採算制と申しましようか、そういう方法をとる、つまり事業会社のような方法をとるわけで

す。もう一つは国家財政の補てんといふことも考えまして、そうして社会政

策的料金体系を維持する方法がある。社会政策的な料金体系を考えていく場合いろいろな面で原価に合わない料金もできるわけですが、それを補てんするのは国家財政という建前をとるというやり方はあると思うのです。いい悪いは別です。これで賛成、反対を言っているのじゃない。それからもう一つは、郵便事業は独占企業でございいますから、そういう点で他の類似の仕事を許さない、そういう木質を持っておりますから、従ってきのう参考人の細野先生がおっしゃっておいましたが、極端なという言葉はおかしいのですけれども、つまり差別価格、ある部門は安い、他の部門はうんととるといふようなそういう差別価格をもって、独占企業ですから

そういうことをやる可能性がありま
す。そういう方法をとって、社会政
策的な料金体系というやつを完備する
かという三つだと私は思うのです。
ところが郵政省の考え方と今度の原
案の中には、厳密に分析しますと、い
ずれもについてない、非常にあいまい
いな点があるということに、やはり
今度の料金体系には不安定がある上
うに思うのです。そういう点を少し
突っ込んで、私、大臣の御見解を伺
いたいと思います。つまり大臣がけさ
から何回も言っていらっしゃるよう
に、ある部門は、たとえば目の悪い
人には、郵便をただにするというよう
な部門も今度はできました。そういう
ふうな点ふうな点、あるいは第一種、
第二種は非常に国民大衆、ほんとう
の大衆の利用するところだから、上
げたいけれども

上げなかったというふうにおっしゃっているわけなんです。そういう態度を

おとりになるとしますと、今の時点で今の原案を見ればつじつまが合うかも知れませんが、社会の発展やいろいろな経済情勢の変化の中では非常な危険をはらんでおるのであって、そういうときにはどうするかという点では、国家財政から補てんするか、あるいは社会福祉主義をとって、はっきりした事業会社のようなやり方をやるかというそういう二つのことがあると思う。これはいずれかを考えないと、ほんとうに情勢の発展に即応して料金体系を合理的にきめていくことはできないと思うのですが、そこらについて、大臣のお考えをほんとうに聞いておきたいと思っています。

○小金国務大臣 郵便事業は独立採算制の特別会計制度をとっておくことは事実でございます。今、谷口さんがおっしゃいました安定させるといういま、合理化させるという方法として三つおあげになりました。その一つは、厳格な完全個別主義による原価採算制、もう一つは、社会政策的の料金については国家財政でこれを補うか、さらにまたこれは格差別とか差別価格制とかおっしゃいましたが、これはおそろくデパートとか証券会社とかの出す郵便物とそうでないものとの差を設けるとか、すなわち差出人によるか、あるいは今われわれが区別をしておる五種のほかに、別に内容によって区別しろという御意味か、その点よくわかりませんが、そういうようなことを、どっかに割り切った根本的なものを一つ設けたいと一貫しないじゃないかというように仰せであります。割り切った、それじゃ完全個別原則主義をとりますと、今のような社会政策的な料金はきめ得ないのであります。非常に酷な価格を負担させるということになります。これはとれないことはお認めだと思ひます。そうしますと、今大体三つおあげになりましたが、私も、大ざっぱに三つの方針があると仮定いたしますと、これらを合理的に一貫性を持たせるといふよりも、ここで総合的に調整をはかる料金制度が、やはり一番妥当ではないかというように意味で、この法案を貫く精神は、合理的ということよりもむしろ総合的な妥当点を見出して、これを柱にしていこうというように意味で、今御指摘になりましたような、いずれにも徹底してないじゃないか、原価主義をとるといい

ながら原価を割ったものもあるじゃないか、それからまた内容によつてはもつと差別をしてもいいが、それを一つの種類に、三種とかあるいは五種とかで出しているじゃないかという御指摘はありますけれども、私はそこに郵政事業全般としての融通性、総合性を柱にした妥当性を認めて、この原案のようない一面から、深辯論からいわれましますと、どうも煮え切らないという御批判はあろうかと思ひますけれども、こういうので大体今日まで参つたのであります。また今後参つた方針でいって方がよろしいのではないかと、国家財政から補うということになりますと非常にむづかしい。盲人用の点字がただになる、その分だけ国家が補償するか、あるいは一般会計、税金から繰り入れるということになりますと、それでは人が人か、あるいは生活保護を受けている人にもやたらにいじらないかということになると、これは理論的ではあるかも知れませんが、その事務的なやきわめて複雑で、またどこから線を引いていいかということが非常に困難であります。大へんな経費、また人手を要しますので、私は、御非難はありますけれども、こういうような総合的な妥当性を中心にした料金体制でいいじゃないか、こう考えておる次第であります。

○谷口委員 ちよつと私の言葉が足らなかつたので、大臣誤解された点があるようですが、盲人用の郵便物をただにしたから国家財政で補てんしたらどうかということをおっしゃったわけじゃないのであります。郵便事業の性格からいって、社会政策的な考慮から料金をきめる面もあるでございますか。ら、そういう点、全体に国家財政から若干補てんをするという方針をとることも一つの道ではないか、そういう点の方法をお聞きしたのですが、大臣はそういう御意見を持っていないのですか。

○小金国務大臣 持っております。○谷口委員 大臣のおっしゃった総合的に考えるという問題ですね。今度の場合はそうだとおっしゃるのですが、もしそうだとすれば、今度の場合はもう少し総合的にやるということについての原則的なものがあると思う。そこらまで掘り下げていくべきじゃないかと思うのですが、総合的なとおっしゃるのはこういうことでしょうか。社会政策的な意味で安いものもある、しかし高いものもあるんだ、黒字のところもあるし赤字のところもあるんだが、全体で考えていくべきだという御言葉だと私は思うのです。今の場合は一応そういうふうになっておるといふようにおっしゃっておると思うのですけれども、そうしますと、今度の改正案には若干矛盾があると思ひます。これは、一番極端な対象になるのは第一種で、これは黒字なんです。これは大臣おっしゃっている通り非常に大衆的に利用されておる分野でありまして、だれもかれも、どんな人もこの信書を出す。第一種のところは利用しておる。そういう点で非常に大衆的な分野ですが、ここでは黒字です。その黒字がけさの御報告では相当率が多い。ところが第五種になりますと、黒字は黒字ですけどもその率は低い。第五種の郵便物の性格と第一種の郵便物の性格とを比べてみた場合に、さっきおっしゃったように社会政策的な見地からいって

ら、そこに全く違つたものがある。そのところまで入り込みませんと、大臣のおっしゃった総合的な意味をも少し合理的なものにするにはならぬと思う。そこらについてはいかがですか。

○小金国務大臣 議論になりますから私は差し控えますけれども、第一種というのは手紙であります。封書であります。これはだれでも使います。けれども一番大衆的なのはむしろはがきじゃないかと思ひます。そこでこの手紙の利用者に対して、一律に、黒字があるからその黒字を少し割つたら、そこまでおっしゃったかおっしゃらないかと別として、これは黒字が出ておるからあたかも不都合のごとくおっしゃいますけれども、これはすでに今日まで長い間その料金でやってきて、利用者もこの程度でございますから、これを値下げをして他のものに回すよりも、十円の負担をする人によって他の社会政策を必要とする方々へのサービスに回したい、私どもはこう考えておりました。これを社会政策的に見れば一種をもっと安くしなければおかしいとおっしゃいますけれども、一種を使われる人はその社会政策的保護を受けるような人ばかりではないのですから、これらを区別いたしますのは非常にむづかしいのであります。大数観察的にこれはいいじゃないか、大体これで黒字が出てもいいじゃないかという考えを私は持っております。

○谷口委員 大臣は私の質問を議論とおっしゃいますけれども、ここに陳情、請願の要旨を書いた資料をいただいておるわけなんです。これは自民党の方なんですが、大村清一さん、早稲田柳右門さん、この二人それぞれから紹介されて請願が出ております。この中に、私もこれを読んだらなるほどと感心したのですが、第六種という考え方を述べておる。第五種のうち書籍――きのうも参考人の中で言われた方がありましたが、書籍なんかでも第五種で相当高額になるという話も出ておりましたし、雑誌でも季刊ですね、年に四回くらい出す、これなんかも第五種で送るなら、今度の改正で倍にもそれ以上にもなる、これは学術関係が多いから大へん負担になるということを参考人が言っておりましたが、これなんかも学術文化に寄与するものでありますから、こういうものを五種に置くなら、別にそうではない、郵便事業を利用することによって利益を追求する事業会社のダイレクト・メールその他は別にして、第六種を考えたかどうかという意見が出ておる。これは賛成する反対するは別といたしまして、一つの問題が出てくる条件、事情が現在にはあるのです。そこらは単なる議論じゃないか、やはり料金体系を考える上に一つ政策として考えられる点じゃないかということをおもひ思ふのですが、どうでしょう。

○小金国務大臣 非常にきめをこまかく分類して、それに従つて料金を定めれば、幾らか公平にはなると思ひますけれども、それは郵便事業をやる従業者の方からいいますと、あまりに複雑になったら大へんな経費、人手をかけるといふようなことも考えなければなりません。私は第六種といひますか、今の五種のほかにもう一つ料金体系を

作つたらどうかという御意見につきましては、考へてみるつもりであります。が、今のところはまだ具体的には考へておりません。

○谷口委員 従業員が仕事を上るに、六種郵便物ができたからといって、五種と六種に分かれたからといって、特に仕事が増えるということはない、私は事実仕事を知らぬから、間違つておるかもしれないが、これは六種と五種を比べると、六種を六種と六種の料金を張ればいいのであって、そんなに大したことはないと思ふのであります。ところが一方にこういう問題があるわけなんです。ここで大村さんや早稲田さんが紹介されている諸願を讀みますと、こう言つておる。「第六種の内容は、証券に類するもの、諸雜貨、器具機械類、動産不動産関係のPR印刷物、商品見本、薬品類等出版物でないものの一切を含む」と言つておられます。これはもう少し詳しく分類していかねばならないと思ふのは、この分類は不適当であるという問題も出てくるかと思ふますけれども、しかしおっしゃるとするところは、これはわれわれにはわかる。大体郵便に御厄介になるのは、個人にしろ団体にしろ、利益追求や利潤のために郵便を利用するものでないものが大体今までの本来の郵便物です。ところが最近の経済事情の中から、郵便事業を利用することによって利潤を得ようとする、そういうものまで出始めています。これが第五種の中に非常にたくさん含まれている。一種、二種、これは中には商売上の手紙を出しますから、利益追求とは関係ないと言つてしまえば間違ひになりま

すけれども、大体においてこれは個人のはがきや手紙でもって自分の意思を相手に伝えたいという非常に個人的なものであります。三種はなるほど新聞、雑誌でありますから事業と関係がございまして、この場合の郵便料金というものは、買う方が、つまり読者の方が負担するということになっておる。従つて雑誌社なら雑誌社、新聞社なら新聞社の利潤追求のための経費、生産費、そういうものの中には一応入らない。ところが広告郵便なんかになつてくるとそうではないのであります。これは個々の事業会社の経費の中に加算されて、そして商品に加算される、つまり原価になるのであります。従つてまた利潤追求のために郵便事業を利用しているという面がある。そういう点で大臣は一種と二種の問題はということをおっしゃいます。いまは、一種と二種の大衆的に国民に非常に関係の深いところから黒字を出しているやうなやり方、利潤追求のために郵便制度を利用していろいろ第五種に對して、こういういわば割合で言へば第一種よりも低料金であるというやり方は不適当ではないかという議論は、これは私は無理な議論ではないと思ふ。そういう点はやはり考慮する余地があるのではないかと考へるが、そこらはどうでしょうか。今は考へなくて、やはりそういうことは一つの重要な問題点だと思ひますが、いかがでしょう。

○板野政府委員 お答えいたします。第五種の郵便物はおっしゃる通り国民文化を広めるとか、あるいは産業を振興させるというやうな意味合いにおきまして、従来は一種に比べて低料金の制度をとつてきたわけでございしますが、おっしゃいますように最近第五種の中におきましてPR活動に利用されるやうな、いわゆる商業的な広告文書が非常にふえて参りました。これが相当一種、二種等の事業の運営にも影響を及ぼすという点も考慮いたしまして、今回におきましては従来百グラム八円のものに五グラムで十円の料金にいたしたわけでございまして、そういう点につきましては十分先生のおっしゃいますやうな意もこれに含めたわけでございします。十円よりもさらに高くしたらどうかという議論もあると思ひますが、しかしながら五種の中にも最目が二十グラム以内のものも相当パーセンテージはあります。もし一種よりもこれが高まつてきますと、結局封をされて、いわゆる高等信に値しないやうな郵便物が一種として差し出されるというやうな危険も相当ございします。もしそうなりますれば一種、二種を確実に送達したいという、郵便事業の本来の一つの行き方でもございすけれども、そういう面にも相当影響を与えるというやうなことも出て参りますので、今回におきましてはこのやうな料金体系をとつたわけであります。考へ方といたしましてはそういう考へもあると思ひますけれども、料金体系上、また事業運営上、やはりこの体系でいく方がよいというふうに私も考へておる次第であります。

○谷口委員 その点はきのうの参考人の中にもそういう御意見があつたので、一種として出すということによつて五種の料金をのがれるということにもなるおそれがあるという意見もありましたし、また五種で若干の大幅の値

上げをしても、それはもしもある事業会社、商社が郵便を出すよりもアルバイトの学生を雇つて配達した方が安いということもあり得るから、値を上げるといふことも限界があるのだという御意見がありました。けれども、こ

で私はさきから申し上げておりますのは、つまり商社なり事業会社なりが利潤を追求するために郵便事業を利用することから見ますと、一種、二種のように一般大衆の單なる生活の中から出てくる高等信というものと比べますと全然性格が違います。そういう点ならば、一種、二種をこの際下げても五種からとるといふ考へ方を持つことは必ずしも私は無理ではないと思ふ。そういう点を持つべきだ。そうでなければならぬと思ふのです。ところがそういう考へ方に立たないで、ただある部分だけ上げるが、ある部分は安くなつて、それで総合的になつていくという方が、單なる総合でなくて、理由がなければならぬ。その理由になる根拠は、私は郵便法の第一條だと思ふ。商社が広告郵便をどんどん出して何の国民の公益になりますか。利潤追求をするものだけが公益になる、そうじゃありません。そうでなくて、文化にも寄与しませんし、公益にもならない、ある個人なり会社の利益のために、本来国民大衆の公共の福祉を増進するといふことを目的とする郵便事業の中に入つてきているわけですから、これに對して相当の料金をとるといふ説は郵便の性格からいって当然あり得るといふふうに私は考へるわけです。私はこれは必ずしも今賛成するとか反對するとか言つておるのじゃありません。そ

ういう立場はやはり貫く必要がある。ただ総合であつてはならぬと思ふのですが、そういう点はもう少し考へたいだけないでしょうか。どうですか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、これは種別体系とその料金のあり方と申しますか、そういう面からやはり料金の額につきましても一定の制約があるわけでございまして、たとえば広告郵便のごとき實際一種、二種と比較にならぬものもございします。しかし一たびこれが封をして出されましますと、これはどうしても一種で扱わざるを得ない。こういうものが相当ふえますと、やはり一種、二種のいわゆる高等信の運行を阻害するという面もございします。私どももいたしましては第五種のやうな原価を十分考慮いたしまして、一種、二種との関連におきましてそのすれすれの線まで今度は料金を上げておる。これ以上上げますと、結局五種の中から封をされて一種、二種にかわつてくる。これは結局私どもが考へております高等信をできるだけ確實、安全に送りたいという趣旨からいたしまして、どうも適当なやり方ではない。御指摘の点につきましては、五種の今度の料金なり重量なりの点に十分生かしておるつもりでございします。

○谷口委員 一種になつたらいいじゃありませんか。一種になるということとは、つまり信書、今の一種ですね、こ

ることは私はいと思う。しかし、そのでない、ダイレクト・メールの中のいろいろな種類は皆さん御承知の通りです。私が郵便局を幾つか見まして、郵便局の現在の事業の形態やあるいは運配の問題のほんとうの原因はやはりここにあると思つたのは、第五種のいろいろさまざまな形状のものが、皆さんごらんの通り郵便局のあらゆる廊下まで積み上げてある。ああいう形状で、ああいう分量でいろいろさまざまなものが、しかも大量にくるわけでしょう。これが郵便運配の大きな原因になつておることはこの前も質問いたしましたし、世間も周知です。一番厄介です。まゐるものがあるかと思えば、長いものがある。しかもかたかなで書いてハトロン紙の下から透き通して見なければならぬ。分類区分するのに往生すると言われているのは第五種です。こういう手数を食つていゝのです。もし形状も量目もちゃんと一種で通るようになってくれば非常にけつこうでありまして、また先ほど私ちやつと申しましたように、もし高い料金になつて、アルバイトの学生を雇うて自分の会社で勝手に配達するということをやるならそれはけつこうじやありませんか。何も郵便事業というものは、どんな事業が大きくなつてそれでもうかるものじやないのですから。それは郵便事業の性格だと思ふ。きのう拡大再生産の話が出ておりましたけれども、よその事業会社とは違ふわけですね。生産の主導権も何も持つてゐる事業じやありません。郵便需要がありますから、それに応ずるための施設をこしらへ、機構を強めていくというのが政府の役目なのです。そこに建前があり

ます。いやで入れなければけつこうじやありませんか。しかし非常に手数のかかるもの、だれが見ても現在の郵便事業の正しい運営に障害になつてゐるもの、しかもこれが郵便事業というものを利用することによって利益追求の手段にしているという場合、これに相当の金をかける、料金をとるといふことは当然じやないですか。私どもそういうふうに思いますが、そういう点はなかなかできませんか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、大体五種につきましては重量も五十グラムに制限をいたし、また料金も原価を十分償うだけのもの上げました。その上に主として五種で扱います市内特別郵便につきましては、その重量、大きさ等もある程度制限をいたしておるわけでございます。これ以上料金を上げるといふことになりまして、先ほど申し上げましたように、これが一種に転換をしていくと、一種と三種以下の扱い方が現在違つておるわけでございます。一種は御承知のように市町村区分をするといふことになつております。三種以下は分配局区分で一段落ちになつて区分されるわけでございます。従いまして、もし料金、重量等の関係からこれが一種の方に、封をされてほとんど転換されて参るということになりますと、非常にこの区分に要する手数もかかりますし、元来一種といふものは、いわゆる通信といひますか対人的な現実的な通信を扱うという種別に属するものでございまして、なるべくこの中にはいゝゆるP R的なそういう広告的なものは入つてこないようにいたしまし

て、取り扱いその他につきまして十分正確、迅速なる方法を期したいと思つておるわけでございます。そういうP R的なものが一種に入つてくるということは、事業上私は適当な措置ではないと思つておる次第でございます。○谷口委員 政府委員の皆さんがそういうふうにお答えになつて、五種のうちの事業会社を利用されている分を値上げすることには反対されるだろうと私は思つておる。というのはさつき、これは受田さんの御質問の中で問題になつたのでありますけれども、今度の小包料金を決定するにあつて、政令にまかすというあのやり方が、郵便事業に対する政府のお考え方の一つの方角を暗示していると思つておる。さつきは受田君の質問に対して政府側がお答えになつたところによりまして、一つは政令にまかしてもむづかしいことではないといふ、一つは旧郵便法時代、戦争前にはさうであつたといふ理由です。もう一つは、郵便事業にとつては從属的なものであるから、従つてあつたふうな料金をきめる場合も、きめる権利、決定権を持つものは政府であつてよろしいという意見。もう一つ一番大事なこととは、他の同じ仕事をやつてゐる運送会社なり鉄道の小荷物なんかとの競争上ということをおしやつた。これはさうでしょうか、小荷物と小包と競争されるつもりですか。

○板野政府委員 競争するということではなしに、従来の小包郵便の物数の増加を見ますと、国鉄の小荷物運賃に比べては低いが、ございまして。これはいゝゆる原価から申しまして、相当地な赤字を出してゐるばかりでなく、これが相当低いために当然国鉄の小荷物にいくべきものが郵便事業にかつてくる。かかつてくるばかりでなく、それが相当そこに施設なり人手を要する、これが私どもの考えております。二種というふうなもの、運賃を相当妨害をするという点におきまして、今後は郵便事業の本来の仕事でございまして基本的なそういう種別につきましての取り扱いを十分にやつていく、そのような観点からいたしまして、この小包郵便の扱い方につきまして、運賃の仕方につきましていろいろそのときの経済事情なりあるいは国鉄の小荷物のいろいろな料金などを勘案しながらこれをやつていく、いゝゆる競争という意味でなくて、それとの均衡の上にこの計画をしていくということが、合理的に全体の郵便事業をやつていく上に非常にいいといふふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 その理由で、どうして国鉄の権限であつたものを政府の権限に移さなければならぬのですか。○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、小包の料金というものが国鉄の小荷物運賃と見合うような料金のきめ方をする方が、いろいろな郵便事業の全体の運営のためにいい、一方国鉄の手小荷物の運賃につきましては運輸大臣の認可でこれがやられておるといふような点、それからまた小包郵便の業務が、いゝば、農村地帯の利用も相当ございまして、一種の競争的な企業、具体的な一つの事業であるといふような点からいたしまして、そのときのいゝゆる運送料金あるいは一般の経済事情等を勘案しながら適切な料金の改定をここに持つてくる方が郵便事業全体の運営上非常にいい、このように私どもは考えまして政令に委任さしていただきたい、かように考える次第でございます。

○谷口委員 今度の改正案によりまして、小包料金の決定については政令で定めることになつてゐるのですが、その料金決定の参酌すべき事情、これは「郵便事業に係る原価、小包郵便物に係る役務の提供に要する費用、日本国有鉄道の小口扱貨物運賃、物価その他の経済事情を参酌して、政令で定める」となつてゐる。これは小包だけじやないでしよう。なるほど市内郵便であれば事情が違ふかもしれませんが、他のも郵便だつてこういう事情は当然でしょう。小包だけがなぜ国会の決定権をとつて政府が持たなければならぬか。先ほど受田さんが質問なさつたから私は詳しく言いませんが、小包に関する場合は政令で定める。今度はその他の省令で定めるという点で、料金あるいは手数料あるいは認可料その他いろいろありますが、今までは法律で定めた、つまり国会の権限であつた、立法院の権限であつたものが、今度は行政府の権限になるというふうに改正しておる。なぜさういふことが必要であるか。今まで法律でよかつた、国会で定めることでよかつた、ところが今度は政府がそれをとらうとしてゐる。その根拠は何ですか。それはわかりませんか。

○板野政府委員 小包郵便につきましては、先ほど申し上げましたように、これは一種の独占価格ではなくて、やはり一種の競争の価格を持つてやつて、全体の郵便事業の運営の観点からこれをやつていく方が非常にスムーズ

○板野政府委員 小包郵便につきましては、先ほど申し上げましたように、これは一種の独占価格ではなくて、やはり一種の競争の価格を持つてやつて、全体の郵便事業の運営の観点からこれをやつていく方が非常にスムーズ

○板野政府委員 小包郵便につきましては、先ほど申し上げましたように、これは一種の独占価格ではなくて、やはり一種の競争の価格を持つてやつて、全体の郵便事業の運営の観点からこれをやつていく方が非常にスムーズ

に全体が運営されるという面におきまして、その料金決定につきまして慎重さを欠くという意味はなくて、そういうときどきの経済情勢に應じ、また運賃等に対応いたしまして料金をきめていく方が、全体の運営上非常にいいという点でございまして、またお話のございました第三種郵便物の認可料、あて名変更及び取り戻し料あるいは郵便私書箱の使用料、こういうものはほんの手数料でございまして、この手数料的なものは額もそう大した額ではございませんし、またこの運用につきましてもやはり相当弾力性をもってこれが運用される、たとえば郵便私書箱の使用料のごときも、そのときのいろいろな考え方によりまして、これを少しく下げたり多く利用する方がいいという場合もあり得るわけでございまして、こういう手数料につきましまして、他の国鉄なりあるいは公社等におきましてもその例がございまして、省令に委任をさせていただきますように、このように考える次第でござい

す。

○谷口委員 独占価格でなくて、他の事業会社、国鉄あるいは運送なんかやっていると会社などの競争があるのだという点は、それは私も小包はそうだと思います。それだけに私は非常に不安を感じます。現在の政府に料金決定権を渡すということは、国会が持つておいた権限を行政に渡すというところは、大きな不安を国民は感じます。反対ですよ。さっきちょっと私冗談に申しましたが、郵便貯金の利子の値下げの問題をやりました。私はあのときにも若干触れた。あれは市中銀行の金利値下げの問題と

どういう関係を持つているか、また別な面では、労働者の労働賃金が日本で今決定される場合に、政府が支配しておる国家公務員あるいは公企業労働者、政府や公社が最も支配しやすいこれらの労働者に対する低賃金政策をとっておくことが、全体の労働者の低賃金の政策になっている。銀行の利子を上げるあるいは銀行を助ける、下げたり上げたりすることによって自由にするという権限を政府が持つて、そして金利問題でちゃんと独占資本に奉仕するような態度をとっているじゃないですか。労働賃金の問題では、政府や公社が支配する労働者に対して露骨な支配をやつて低賃金政策で置くというところが、日本の労働者階級の賃金水準をきめるという役割を占めているんじゃないですか。そういう権限を行政府が持つておるというふうな利用するのです。これは百も二百も国民は承知しております。小さな小包料金の問題だからといって、あるいは手数料の問題であるからといって、国会の持つておる権限を行政府が持つていくということ

は、皆さんの主観にはないかもしれないけれども、客観的にはそういう役割を果たす、果たしてきた。この点を私どもがめれば、皆さんがおっしゃるように簡単に了解できません。(「それは立場が違うからだ」と呼ぶ者あり) そうだそうだが、立場が違う。あなた方は国民の立場に立つておられ、独占資本の立場に立つておられることになりま

す。だからあなた方は、第五種の中で商社や事業会社が、本来個人と個人との間の信託を通達することに奉仕するという郵便事業に入り込んで、利益追求にこれを利用して

るといふ点に対して、どっさり料金をとつたらいけないですか。こういうことを私どもはやはり考えざるを得ぬのです。それをやれぬと皆さんおっしゃる。明らかです。だから小包料金を決定することを政令にまかすというこのことの理由は、どうしてものみ込めません。国民を納得できるように理由を明らかにされる必要があると思う。どうですか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、小包の料金というものと、国鉄の手小荷物あるいは一般の運送料金というものがバランスがとれていておらないと、郵便事業の本来の仕事でございまして、郵便事業の五種までの郵便の取り扱いなりその運営を合理的にうまくやっていくということが非常に困難でありますことは、ちょうど最近小包郵便物が料金アンバランスになっておるために相当影響を与えておるという事実を見ましても明らか

なことでございまして、また小包料金は法律で定めず日本にのりやわゆる政令あるいは省令のなものでございまして、この機会にそういう工合にいたしたいというふうな考えておる次第でござい

ます。

○谷口委員 各国の例をおっしゃいますけれども、私どものいたたいた資料にもちゃんと「諸外国における郵便料金の決定手続」という資料がござい

ます。これは私は資料として拝見しましたけれども、相当政府ではお考えを

持っていないのじゃないですか。まず小包から行政府が権限を握り、引き続いて通常郵便物の権限を握っていき、よその国はこうやって公

共料金を決定するといつて国会の権限を一つ一つ行政府へとっていくとい

う考え方があるのだと言つても言い過ぎではないような意図を感じざるを得ないのです。どうですか。

○板野政府委員 私ども郵便の最も基本的な料金につきましては、これを政令なり省令なりに委任していただくというところを毛頭考えたこともござい

ませんし、今後ともそういうことを考えることはないと申します。

○谷口委員 きのおいになった参

考人の板野先生という中央大学の教授が、審議会の答申案を出しになるときに個人意見を申し上げたい。これは皆さん御承知の通りです。「郵便料金改訂に関する意見」の中にこう

いうことが書いてあります。これは政府に対して直接的なことではないと思

うけれども、非常に重大であるので問題にしたい。「料金そのものを法定する

ことは選挙の利害に左右される議会に向いた任務ではない。これは政府に

答申された委員の意見の一つです。公共料金をきめるについては、いつも選

挙をやつて構成されている議員には正しい決定はできないから向いておられ

ないというのです。これはどのひどの議會不信がありますか。こういう連中の考

えた答申案に基づいて政府がきめた。国会を徹底的に不信している、議會制

度を否定するようなことを言っている。これが審議会の委員です。この連

中の答申に基づいて政府がきめてい

る。そうしてこういう資料を出して、

実際に公共料金の重要な部分である小包、これの権限を行政府が取り上げよ

うとしている。その点どうですか。

○板野政府委員 細野先生の御意見は

学者的な一つの意見だというように私

ども考えております。最初から私どもは小包料金なりあるいは手数料的な部

分に属するものは、政令なり省令に委

任していただきたいという気持を持つておいた次第でござい

ます。

○谷口委員 この学者的な御意見を政

府はどうお考えになりますか。

○板野政府委員 私ども現状をいたし

ましてはこれは妥当な意見ではないと

考えます。

○谷口委員 それならどうしてこうい

うものをわれわれ国会議員に資料とし

てお出しになったのですか。

○板野政府委員 審議の過程におきま

して、各委員からお出しになりました

意見を忠実に資料として国会にお出し

したというだけのことでござい

ます。

○谷口委員 忠実というのはだれに

ですか。審議中に忠実ですか、国会に

するのがいい、このように考えた次第でございます。

○谷口委員 あまりこれにかかわっていは時間をとりますので次会にしますが、これはあなたには不適当な意見だと言っている。べらぼうです。不適当どころではない。国会に対する大へんな侮辱です。議会制度に対する否定的な意見です。選挙で出てくる人間だから、公共料金を決定するという仕事に向いておられないというのです。これは議会主義の否定でしょう。こういう意見を個人が出し、あなた方も不適当と思っておる、よくないと思っておる。それを資料として国会議員に配っておる。どうです。そういうやり方は……それは正しくない。今後とも思いませんか。

○板野政府委員 せっかく審議会でそういう御意見がございましたので、やはり言論の自由ということもございまして、私の方といたしましては、それを取り除くということはいいたさなかつたわけでございます。

○谷口委員 こういうやり方をすれば、政府が何を考えておるか、あるいはあなた方が何を考えておるか私ども大いに勘ぐります。(上林山委員)勘ぐることは自由だと呼ぶ。上林山さんは盛んにヤジっておるけれども、国会議員が公共料金を決定するのに向いておらぬというのです。こういう意見は正しくない。政府委員が言っておる。だけれども国会議員に見せる必要があると思つて、大いに審議会に忠実を尽くした。今度の改正案は、こういう皆さんの考え方が貫かれておると思う。それは郵便事業をもうけ仕事に利用しようとしておる。社会政策の立場からいって、他の面を安くしても、郵便事業と

本質からいって、どっさり料金をとるべきだという考え方にならぬはずだ。しかもそういう考え方を持っておる皆さん方が、国会から料金決定の権限をいまだこうと言つておる。こんなものに賛成できませんか。

そこで私は第三の問題に入ります。この前、私は郵便の遅配の問題に関連して御質問申し上げたのであります。が、郵便事業の円滑な運営と健全な発展のためには、従業員の問題、職員の問題が非常に重大です。今度の予算の中で若干のベース・アップの問題もきまつたし、それからさつきお聞きしますと、毎年定期昇給のことを考えておる、ベース・アップのことは考えていないということですが、これは労働者の要求も出てくるだろうし、いろいろと今後は問題になりましょう。しかし政府の考え方としては、さつきのお話もございまして、定期昇給は考えておつても将来のベース・アップのこととは考えてないということでした。しかしことしの仲裁裁定で二千円ばかり全通の労働者の賃金が上がるということになりまして、もちろんあれは決して労働賃金の増額ではありません。物価が上がつたためにわずかにそれに追いつこうとしただけで、物価が上がつた分にすら追いついていない。低賃金を打ち破るという労働者の要求からいって、非常に違つた、それに達しない、まだ低いものです。だから今後は大いに問題になると思うのですが、こういう労働者の要求というものをすなおに聞き取つて、そして労働者の待遇なり労働者の要求というものを十分に当局側が聞くことなしには、郵便事業のほんとうの健全な発展、運営と

いうものは私はできないと思うのです。そういう点では皆さんのお考えは依然として変わらなせんか。この間二、三日前の委員会、長野県、塩田郵便局の問題につきまして、自民党の羽田さんが御質問になつた。私、速記録からいただいてきまして読みました。皆さんこの一つの小さな事件をござらんになつても、郵便局なり郵政局なり、つまり管理者側が働いてる職員に対して、労働者に対してどういう態度をとつておるかということがわかるじゃありませんか。この間の羽田さんのお話では、労働組合が突き上げて、とうとう局長は自殺した、こうおつたのでありますけれども、そういうことを私は聞きましたが、羽田さんはさすがです。全部を読みまして、そういうことは言つておられません。言葉の端々ではそう言つておられますけれども、ここで言われていることは、定員が足りなかつたり、欠員があつたりして、そこで働いてる労働者がどうしても郵便事業なり電話交換なりをスムーズにやりたいから、欠員を入れてくれという要求をやつたことに対して、局長は長野郵政局にぜひ欠員を入れてくれというのを頼んだけれども、入れてくれぬので、郵政局と労働者との間に板ばさみになつて自殺して小い二十人か三十人しかいない特定局、そこでそういう事件が起きてる。私、あちこちいろいろと見ましたが、至るところに物量がふえていて、けれども、定員がない、労働者の賃金が安い、いわゆる臨時職という人々なんかに至つてはまことにニコソンのおばさんよりも安いところで使われている

というところの問題があるので、全通の諸君はこういう不合理を解決しようとして闘争をやつてゐる。ところがこの間、春の闘争の中で、郵政大臣が何回も何回もおつしやつたが、おそろしい処分をやつたわけなんです。弾圧を加えておるわけなんです。こんなことで一体郵政事業はうまくいくと思ひますか。(「君らがおだててゐるからだよ」と呼ぶ者あり) われわれがおだてて動くよ。うなばかでもあれば、郵便局はそれを使わなくてもよろしい。労働者というものはその事業を愛し、その事業をうまくやらすためにいろいろな職場の中から出てくる要求や解決案を持つて、それで対抗してゐます。これはあたりまえです。しかしるきり言うことを聞かない。だれが見てもやらなければならぬことをやらぬ。定員の欠員を入れないのだ。だから郵便局長が板ばさみになつて自殺するということになる。こういう態度をやつておるとすれば、これはうまいきません。どうです、こういう点についてもう少し労働運動なり、労働者階級の立場をよく理解するという立場に立てませんか。

○板野政府委員 欠員のと補充等につきましては、私も十分なる考慮をいたしまして、郵政局とも連絡いたしてやつておる次第でございますが、たまたまそういうケースが出てきたわけでございます。これも決してある特定の局にのみ限つて、たまたま組合とそとの郵便局長の間に意見の相違があつたということでございます。そういう点局長が十分に屈して自殺をしなければならぬ、こういうようなケースでござ

います。私どもいたしましては、そういう欠員等については極力これを補充するようにやつてきておりますし、今後その方針でやつていくつもりであります。

○谷口委員 特別なことのようにおつしやるからもう少し突っ込んで追及いたしますけれども、この塩田局という局では局長が自殺したという何か特別の事件のように見えますけれども、その底を流れているのは、どこの郵便局にもある非常に普遍的な事件なんです。おそろしく政府の方にもまた国会にも出ていると思ひますが、私どものところのたたくさん参りましたのは、全国の特定期の局長さんたちの請願です。この請願によりますと、特定期の局長さんが下の従業員と上の郵政局との間にはさまれてどんなに経済的にも生活的にも苦しい状況にゐるかということ、まことに涙を流さんばかりにして陳情に來ておられます。これは特定期の話でありますけれども、大きな郵便局になりまして同じことがあるじゃありませんか。私がこの前質問したのは練馬局のことでしたけれども、この間行きましたのは私も何にも関係も持たぬ神田局、あそこ何が行なわれておりますか。御承知の通りです。この間ちょっと申しましたけれども、朝仕事に來る。直屬の係長なり課長は謄写版に刷つたいわゆる職務命令を一人一人に渡す。きのうまでは入つてくる郵便物を処理して郵便カバンに入れて配達に出ていくという人に入つてきたとたんに突きつける。郵便物を処理しないのでそこへ行けという命令が全部の者に出る。きのうまではうまいつておつたのになぜきょうはそう

しなければならぬのか、それじゃきのうの段取りと違うじゃないかといって聞かに行きますと、職務命令に反するといつて処分する。そんなことで郵便事業がうまくいきますか。そういう態度を政府がとっている限りこれはだめです。どうです。そういうことを依然としてやられますか。

○板野政府委員 神田につきましては、御承知のように郵便物の滞留が全国で七、八十万になりましたときも、十五、六万も滞留している日本一の滞留郵便局でございまして、その原因を見てみますと、集配課の十数人の者が業務を放擲したり、あるいは上司の命令を聞かずに勝手に自分で仕事をしない、あるいは仕事をしてもその一部分しかやらぬ。このような事情が原因でございまして、それに対して私どももいたしましては、その一部の者を処分したわけでございますけれども、その処分後におきましてもなおそういう状態が改まらなかった、こういう状況でございまして、私どももいたしましては、郵便物の滞留によりまして神田の区民の皆さんに御迷惑をかけたくない、ぜひ正常化したい、こういう意味におきまして業務命令もどしどし出しましたわけであります。今後そういう郵便局がございましたら、私どもも国民のために遠慮なく業務命令も出し、正常な仕事をするように職場規律を正していきたいというふうに考える次第でございます。

○谷口委員 神田局だけじゃないのです。至るところにあるのです。だから特定の局じゃなくて、そういう態度でもって労働管理をやろうとされているところに問題があるということな

んです。この問題は出た時期に具体的な事例をあげていかに不当であるかというところを明らかにしていきたいと思いますが、きょうは時間がありますからこれで一応打ち切ります。しかしこういう態度でもってやるなれば、郵便料金を上げようがなにしようが、郵便事業の円滑な健全な運営というものはできないというところをはっきりしておきたいと思ひます。

最後に聞いておきます。これは実務的なことですが、高層建築等に対して、特にアパートなんかだと思ひますが、事務所、アパート、こういうところに郵便受箱を作るという案が出ております。これは私はいいと思うのです。ただこの場合に、信書の秘密を守るということについての問題と、それから郵便受箱を、信書の秘密を守るような郵便箱を各戸に備える、あるいは適当に備えるということは、相当経済的な負担が個人にかかります。この個人の経済負担に対して、政府はこの改正案の中でどれくらい援助する予定であるか、そのところをちょっと伺っておきたい。

○板野政府委員 郵便箱の規格その他につきましては、省令によりまして、郵便物の通信の秘密が侵されることのないように、郵便物が安全に守れるような受箱の規格標準を定めるつもりでございます。なお、この受箱につきましては、三年の間はその半額を補償するということになっておる次第でございます。至る所、大体公園等につきましては、所有者がこれを設置するということになりまして、個々の入居者の負担というものは一時にそうかかってく

るといふように、私ども考えておらない次第でございます。

○谷口委員 構想をちょっと伺いますが、たとえば二十戸入っているアパートがある。この二十戸、つけますか、戸ごとに。

○板野政府委員 法律によりまして、大体一階の入口またはその付近にこれを設置するということになっておりますので、このような法律の趣旨に従ひまして、二階以上に住居されておる方は、大体一階ないしその付近の適当な場所にかためてこういう受箱を置く、一階に住居される人につきましては、個々につけられてもそこには配達をするというような一応の構想を持っております。次第でございします。

○谷口委員 きょうは時間がありますから、これで打ち切ります。

○山手委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとして、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和三十六年五月六日印刷

昭和三十六年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局